

(第一類 第一號)(附屬の一)

衆議院第十三回国会内閣委員会公聽会議録第一号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)
午前十時二十九分開議

出席委員

委員長
八木一郎君

正君理事大臣
理事青木
理事船田

田中 啓一君 橋本

平澤長吉君本多

山口六郎次君 苦米

橋岡 駿吉君
木村

日本化薬株

東大哲學系
長會式

東方雜誌
第三卷
新編新聞論說委員會

成蹊大学教授 佐藤

全國指導農業協同組合聯合會會長 荷見

神奈川縣知事
内山

委員外の出席者

專門員 鎏封

專門貢
小關

本日の公聽会で意見を聞いた

国家行政組織法の一部を改訂する法律

御室の御行道林書院

卷之三

八木義長

改正する法律案その他行政機関

法案について、公述人より意

たします。

木日れ見ねばなりむした公
三郎君。辻清昭君、愛川重
功君、荷見安君、内山岩太
君でござります。

第一類第一号附属の一 内閣委員会公聽会議録第一号 昭和二十七年五月十九日

が、ただここに今度の行政機構改革そのものを見ますと、各省に関するものについては、そう著しい変化があります。外局を内局に移した、あるいは内局の整備を行つた、ということは現われておりますけれども、ただここに大きな外局の一つである海上保安庁が、運輸省所属のものが総理府の所屬になりますと、新しく海上保安庁が、大きな外局にかわりました。これが大きな問題であり、もう一つかねて論じられておりました電気通信省が、大体において民営の線に移る前提といたしまして、ここに公社ができました。そのほかに国際電気通信に関する限りは特殊会社をつくつて、これがまた現在国内の電信電話などの公社の進め方によつては、新しくできますこの特殊会社の民営が完全に行われれば、公社になりました今度の通信機関も、民営に移すという前提になるのでないかと思われますので、たゞへんこの措置は株式会社の組織がまだできませんし、定款も設置法で想像するだけでございまずから、私たちから見て必ずしも民営のサンプルになるかどうかわからぬ点もございますが、一応今度公社になつたことについては、一つの進歩だらうと考えます。

か見られません総理府所属の経済審議会序になつたわけですが、これはまつたく形をかえたというすぎません。まだ從来いわゆる安本が大きかりし時代はその仕事を広かつたために、三千人以上のスタッフを持つておりました。今度は三百七十四人で今後の仕事を運営しようといふことになつております。これは人の持つて行き方、仕事のやり方でどうでもなりますが、私はもう少し各省からのお手伝いを強くして、又つと人を減らしてもいいのではないか、こういうふうに考えますが、これは時間が許しましたらあとで申し上げたいと思います。この点が著しい変化として現われております。

そこで今度は総理府の方に移りたいと思ひますが、総理府の方は、現在外局が十六ござりますが、今度は増減変化の結果十一になりました。この数字は問題でございませんが、ただ一応新しく置かれましたことについての意見を申し上げたいと思うのであります。それは安定本部にありました資源調査関係が、資源調査会としてここに残りますことは、これは国全体の仕事を見通して行くという関係を持つておられます。それは総理府として、この運営が完全に行けばつけようでないかといふうに考えます。新しく加わつたものだけを申し上げますが、その次に新しく加わつたものとしては例の人事院の仕事をいたします。国家人事委員会の組織であります。これは人事院そのものが全般の人事にわたる問題でありますから、従来の人事院が非常に大勢の人を集められまして、各省からのいろいろのデータをもつて、その雇用並びに仕事の進め方について管理をしておられた仕事をやられるわけでございますから、この国家人事委員会の運営は、どうか人事院を廢したことによつて何らの穴が明かないように運営していくいただきたい。総理府にこれを持つて行かれましたことは妥当だと考えます。

題についての細目、平常の組織における行動をとられることについての幕僚長その他の組織、なか／＼机上でわれわれが想像しても、判定しても、急に何とも申し上げかねます。これは單純な勘のみを働かすべき問題でなく、相当大勢の警備隊あるいは保安隊を持つておりますから、運営上一応この形で運営をして、そうしてもし欠点が出来ば、すぐ次の議会でも修正をするといふことでなければ、ほんとうのあり方をここで決定することはむずかしからうと思われます。もつとも、從来海上保安庁がやつておりましたこと、また警察予備隊がやつておりましたことなどから想像すれば、ある程度の想像はつきますが、從来海上保安庁でやつておりました仕事は、今度海上公安局関係で処理されますし、ほんとうは国内の治安、平和を維持し、同時にまたもう少し意味を強めれば、それ以上の働きをする素地を育成しておかなければならぬということを考えますと、これはあるいは早晚もう一度改正をしなければならぬ法律であり、または組織であるかもしれません、こういうふうに考えております。これは私たち政令委員会で問題になりましたが、これを独立の省として、このうちに警察関係、現在の国内外のおもなる組織である自治並びに國家警察関係を盛り込もうと、いう説もありました。私はこれに強く反対をして参りました。これがそのまま存置せられておることはけつこうでありますから、これは今後の向きの仕事が不幸にして有用になつて来るとう見込みが立てば、あるいはそういうことが想定し得られそうなれば、あるいは独立の省としてもと重大に扱わ

なければならないのではないかと考えております。

その次に新しく総理府に置かれましたのは、経済安定本部の仕事に大体わるべき経済審議庁で、国務大臣を官として置かれる関係であります。この内容に盛り込まれておることはたくさんあります。さつき三百七十人では多過ぎはしないかと申し上げたのに対しても、私の言葉は反対のことを申上げることになるのですが、実は私はこの官庁はできるだけ各省間の調整というのを第一に置いて、その次にこの省にも附屬しない、しかも長期にわたる国家の経済上の策定までする、資源開発等あらゆる面にわたるということが広く盛り込まれております。その目的広く、そうしてその実行なかなか骨の折れることであります。これが従来の安定本部が各省の上に別に存在しておられたがごとき形ではなく、今度は各省によく浸透して、各省の権威を全部この機関の内部に入つた形をとつて、あらゆることは各省の事務局で全部をまとめてもらつて、ほんとうに調整をするということ、まったく各省と連絡がとれない、別の観点から見なければならぬといふものだけを、ここで審議決定するということにすることが必要になります。その意味から、この官庁はいよいよトップ・ヘディーになつてもよろしくないござりますから、非常に有能な人——有能でない人は官庁にはいらないでございましようが、全般のことがわかる方である、知識を持つておる人を各々から簡拔していただいて、これら

の人の考へが即ち各省の意見を代表して
おる。もつとも審議とか討議の上に結
果づけられて反映しなければいけま
せんが、独断選考はいけません。そうち
う資格の人がいつもこの審議に参加
するということにしたいと思うので
す。別に個々に審議機関を持つており
ますけれども、この根本官庁のもの
のが、審議官そのものがそういう形で
なければいかぬ。これは具体的に申し
上げますと、次官と大臣の間くらいに
エートを持つておるという方を、各
省から一人この方に出していただき。
そうしてしかも調査審議する事項は、
各省が精緻を盡して練り上げたものを
このうちへ反映する。こういう形を、
また実際の精神をそいうふうに持つ
て行きたいと思うのであります。従来
の安本は、まるで安本そのものが各省
をある場合には監督したり、ある場合
には指導したりなどしておることがあ
りましたが、各省自身が現業について
おるわけなのでありますから、この各
省の手に合ひ、即現在行われておる經
済、政治、またはその他の農政、交通、
あらゆる面からの専門の、その段階に
おいて必要なことが全部盛り込まれ
ておるはずですから、それを反映して
行く。そうしてそこで審議決定するわ
けであります。ところがこの問題はど
ういうふうにするかといえば、まず予
算の行われます前に、各省の来年度の
事業といらのものの各省だけの考へ、各
省の盛り上げた意見をその代表者が持
ち込む、これを調整する。今度はいよ
いよ運行されております三百六十五
日の間に生じますいろいろな問題につ
いての各省間の調整したものを一々こ
こへ持ち出す。各省間の調整を審議庁

の勅令示慶によつて准める。こういうことに持つて行きたいとその当時は考えておりました。私の申し上げます三百七十人、そのうちで約五十人の人はいずれもりつぱな資格を持つた各省のエキスパート、もつともこの人が専門にある必要はありません。専門におれば各省の事情に暗くなりますから……。そういう意味の方を持つた人、あるいはまた人間をふやしたり課をふやしたりするおそれがあるとすれば、次官でもけつこうですが、次官か、そう事務にとらわれない余裕を持つた、そして省の仕事の見通しを一箇年中よくつけ、あるいはその後の将来の見通しについても、省の意見を把握し得られる人がかりに得られますれば、けつこうだと思います。これは非常にむずかしい問題でありますけれども、むずかしいといえば何もできませんから、そういう点でこの審議院を進めてほしい。まあ審議院の運営についてはいろいろ案がございます。中に審議院の法律案がございますが、これはまつたく簡明でございまするから、この選ばれた人の力によつて、りつぱに運営が遂げられるか遂げられないかは、すべて人でありますけれども、こういうふうに考えております。

ております。各省の科学技術は、その省の専門によつておかれで、いろいろ研究機關をお持ちになつておりますし、またその省の指導によるつてそれがあれその省所属、または省の管下にあります私の研究団体が動いておりまするけれども、この問題の策定ははどうしても一つの中央の機関がなくてはいけないのじやないか、こう考えます。一例をあげますと、学校その他官厅所属の研究機關といふものは、千七百余りあるのであります。これがみなむだはやつておらないと思いますが、われわれから見て、その研究の範囲のとりきめ方がどうも区分的になり過ぎる。あるいは少しも貫した方針がない。よく言いますセクショナリズムになつておる。学者の運営は特にそういうことになります。そういうことをできるだけ統一するためには、有力なる力を持つた、財界にもまた企業界にも、また同時に学者、また技術の実際の面にも力を持つた人を首班大臣として、大臣がまたこの官庁をつかさどる。これも非常に小さい官庁でありますけれども、しかも非常に重大なものであるはずなんです。これをぜひつくりまして、各省にあります科学技術のいろいろの面における中央政府的、調整的問題、経済審議会も取扱い得られない問題を専門的に取扱つて、科学技術の振興をはかりたい、こう思うのです。終戦後一番問題になつておりますのは、政治とか外交とかいう面、日本の講和発効後独立した後も、このギャップが除かれないのではないかといふ非難がされておりまするけれども、

日本経済発展の基礎になる科学技術上問題は、これは看過しては相ならぬ問題です。あつて、しかもこの方面的学者とかあるいは一部の実業家がとなえておりません。これはいわゆるローマ法は一日にして成らずという言葉をそのまま使えるのがこの科学です。本年度の進歩については少しも意が用いらわれております。これはいわゆるローマ法が三十二億といわれておりますが、来年度は五十億、七十億あるいは百億、海外に outputs 特許のロイアルティだけが三十二億といわれておりますが、来年度は五十億、七十億あるいは百億、従来日本が戦争前の状態でも多少のロイアルティを海外に払つておりますけれども、この約十年間まつたく戦争一辺倒で、その方面のいわゆる科学技術では、民生安定に必要な科学技術の研究を行われておりますといつて過言ではないのです。その意味から戦争以後アメリカから来るアメリカの科学技術の指導者、あるいは批評家、その他一般企業家、常識的な判断力を持つておる企業家でも、日本の科学技術は全般に二十年ないし十年遅れおり、政府並びに民間の金融指導者は、やれ合併、やれ近代化と口では唱えておりますけれども、一番大切なのは、この合理化した、この近代化した機械を運営する技術が今のヨーロッパだけでは相ならぬのであります。将来の日本が、明日の日本がこの方面について新しい技術を育成し、開拓して行くという力量を持ち、将来十年あるいは五年後は、日本の技術が海外に売られるという事態まで持つて行かなければ、日本のほんとうの経済上の発展は望まれない、こう考えますので、私は二、三度の行政制度改革審議会でいつもそう述べて

おつたわけなのであります。この点については少しも從来の説をかえませんばかりでなく、ます／＼その必要性を感じておるわけなのであります。これも運営、その人を得ざればなかなかむずかしい問題ではありますが、私の希望するところでは、その國務大臣資格で科学、工業技術を運営する長官は、政黨關係から来る内閣首班の更迭があつてもかわらないという考え方で行きたい、こういふ考え方を持つております。これは私の意見としてつけ加えるわけであります。

その次に法務府でございます。法務府の問題はただ外局が三局になりますて、もと二局でありましたのが一局ふえておりますけれども、これは例の破防法を取扱います公安審査委員会並びに公安調査庁の設置があるのであります。この問題については、私ここで一時間以上も費させていただきぬと意見が述べられませんが、端的に申し上げますと、これは法律をつくりましても、その法律の運営を慎重にやつてもらわなければいけない。この委員会のごときが最も適任者を得なければいけない。同時にまたこの委員会の形が、私がこの破防法の公述人として出ましたときには、委員会そのものが調査機関たる調査庁の材料をそのまま援用して、判定するということになつておりますから、これは意味のない形で、いわゆる現在の裁判制度の二審にひしいものになつておりますけれども、この性質のものは二審制度の書類審査でなく、審査委員会そのものがやはり独立の調査官を持つて、その団体の行動を調べなければ相ならぬということを申し添えておきました。法律の存在

並びにこういう官庁の必要性はあります。ただその法律の一部を修正しても、わなければならぬ。幅の広過ぎる点、またこまか過ぎてかえつて取扱いに不便な点などを指摘しておきましたが、これはここでは論じません。この法律のできる結果、新しい官庁の必要はある。同時に従来の刑法は個人の行動を規制しておりますが、団体の行動については及ぶところがありませんので、やはりこの法律は必要である。こういう必要性は認めておつたわけでありますから、公安審査委員会並びに公安調査庁の設置は必要である、こういふふうに考えております。

大蔵省に移ります。大蔵省の方は外局を減らすために内局がふえております。このうちで、独立の形として現われております財務官が財務參事官と相なりました。これは大したことではないと思います。ただ国税局が徵稅局にかかります。それからもう一つ、外國為替關係が為替局になつて新しく局がふえております。それによつて外局は大いに減つておりますので、その点ではむしろ裁減をいたしたい、こういふふうに考えます。附屬機關も名前をかえただけじゃないかと思います。今までの造幣局並びに印刷局が内部機関となつて、次官の規制のもとに動くようになりましたが、印刷局並びに造幣局の独立はやむを得ないものと思います。ただ今後問題になりますのは、印刷局を府にしてもらいたいとか、あるいは府になつたから長官にしてもらいたいとか、あるいはまた印刷局がかわったために、今度造幣局の方もまた府にしてもらいたいということがよく官庁に起るのでですが、将来こういうバラ

ンスをとるという形はぜひかえてほしい。一応変更したものを持たずへどすなどのときには、名前にとらわれたりしないで、まったくの必要性からでなければやらないということにします。と、府、局の廃合のときを軽々とやるおそれがありますので、これを厳格にしなければ相ならぬと思っております。

文部省は大した変化はございません。ただ文化財保護委員会と称するものは、これを廢止してどつかの局へつけたかつたのであります。これが堂室このまま残つておりますことを、私は遺憾を思つております。私は美術を愛好する者でありますけれども、必ずしも行政委員会のごときものを置く必要はないのじやないかと考えております。

それから厚生省の方は、引揚援護厅が局にかわつただけで、これもあまり変化なく行つております。

各省を見ると、われくのやつた行政制度の企画審議が、一体どこに飛んでしまつたのかと思つて非常に遺憾に思います。私はこういう制度がいいとか悪いとかいうことは、断の一字で判断しなければならぬと思つておりますが、一々の省を見ると、泰山鳴動しきれずみ一匹というような感じがいたします。

次に農林省であります。水産庁の問題はちよつとさつき触れましたが、これは審議、判定を要することがあるのかもしれません。本産局でいいと思ふのが庁で残つております。これなどはちよつと説明してこまかく掘り下げてみると、なぜ存在したかということがわかるのじやないかと思います。

その次通産省は、元から少し局が多いと思われましたが、相当局が減りました。仕事はふえたと思いますが、これはたいへん喜ばしいことだと私は思います。のみならず外局を三局ほど廃止されてしまいました。だからこそ、局及び石炭局と鉱山局は二つになりましたけれども、資源庁はこれによつて参りましたが、公益事業よつと心配な点が一つあるのです。それは簡素化の結果少し問題が起らぬかということです。実行上問題が起るのがありました。そこで、今度消えましたことは、従来資源局に鉱山の保安関係をつかさどつておる鉱山保安局といふものが、すぐかえていた。だいたいと思うことは、官房の中に鉱山保安監といふあるとして、官房の中に鉱山保安監といふことができたのです。これは非常にむずかしい問題です。普通の労働よりもむずかしい命がけの労働をし、そして地下何千尺のところで働いておる。この人たちにとつてはロープ一本が命の繩だという問題があるのです。この保安監は何か事件が起つて、あとから飛び込んで行つてこれを調査してやりかねるというわけには行かないのです。あらかじめそういう危険をとめなければならぬ。あるいは坑内エレベーターは十人までしか乗れないのに、急ぐからと十五人、二十人乗つける。一回は乗れますけれども、それがもしものことがあつたら、へんなことになる。鉱山そのものの運営も大事ですが、人命を一人でも損することは困るのに、これについての保安監がこういう官房所屬で処理できるか。これは私は非常でないか。鉱山不安監じやないかと

と思うのです。鉱山保安監ついでは、保
安を維持するためにはんとうは独立的
の形にすべきで、部を減らしたり局を
減らしたりとかいうことにとらわれ過
ぎてはしないかと思うのです。これは
鉱山関係の官庁の方の意見をよく聞い
き、また民間の方々の意見もよく聞い
ていただきたいということで、これを監督
する人たちの人数とか出張旅費のこと
も惜しまず、各地方にあります通産省
局の問題まで掘り下げて意を用いてい
ただかなければ、かえつてマイナスの
結果を生ずるおそれがあると思いま
す。

くは文部省を廃すといふ考え方を、勞務省と一緒に持つておるものであります。その意味から、この運輸省の仕事についてはまたこまかく意見がございますが、これは一応置くということになつておりますから、この基本案によつて私は竟見を述べたいと思います。もし私の意見を述べさせてもらえば、ここにありますから、これは対外問題もそれまで海運局、船組局、並びに船員局といふものは、全部海運交通関係に関することなんですから、これらは国内問題もそれまでありますし、一部觀光とかいうものもありますが、全部が經濟上の問題にあります。港湾局は当然建設局に持つて行ながつておりますから、むしろ少しありますが、通産省に持つて行ながつていいものではないかと思つております。港湾局は当然建設局に持つて行ながつていいものではないかと思つております。たゞここに航空局が新しくできまして、もとの航空庁といふ機の製造までやらねばならぬという航空行政であり、今後の日本は航運が海運以上になるという航空行政ですかから、この関係において、通産省と運輸省と両省と両方で共管するといふことは、非常に遺憾なことであると思ひます。ただそれをおいづれにつけようかということについては検討を要します。

員会がここに吸収されました。この吸

收されましたことはけつこうであります

す。電波監理といふ仕事そのものは非

常に重要な仕事でありまして、これは、

終戦後ことに大切になつて参りました

これはもう皆様御存じと思ひますけ

れども、人間の入国は海上保安庁であ

れだけ完全にとめて秘密入国がある

のですが、これ以上に電波の入国はい

かにしてもとらえることができない。

そうして自然に入つてしまふ。たえず

繰返しても、これはいかんともしがた

いといふものでありますから、これに

対する監理は、ただ新しい民間放送局

を許すか、テレビジョンを許すかとい

うことがこの委員会の仕事ではなく

行政を完遂していただくために、この

局は相当大切な局である。ある場合に

は、保安庁が省にでもなれば、これに

でも入れることが必要であるかもしれ

ぬ、こんなふうにも思われる重要な役

目を持つておるものであることを考え

ますので、この点は実行面において、

電波監理委員会が従来完全なことをや

りましたとは申し上げませんが、局

からうかと考えます。

労働省の問題は、外局と称する置か

なくてはならぬ委員会のうちで、調停

に地方と中央とがありましたのを、二

つと一緒にして地方と中央とをこしら

えたにすぎないのでないかと考えま

す。これは六つの外局がありましたの

を四つにしたということですから、こ

れ以上申し上げません。

建設省の方も自動車建設委員会とい

うものが外局になるわけであります。

その次は安本問題でございますが、

安本の問題はさきに私申し上げまし

た。これについては、もう消えてしま

う官庁でありますけれども、これにか

わつて起る経済審議庁の方の仕事が、

ただいま申しました形で運営されるこ

とを希望します。

ただここで問題になりますのは電気

通信省の問題でございます。これは法

案も手元にございますので、一応拜見

いたしましたが、この公社の問題でござ

ります。私は国鉄公社の模様も拜見

しておりますし、また東壳公社の運営

委員になつておりますが、東壳公社の

東壳局が文字通り看板を塗りかえたと

うだけでございます。そうして秋山孝

之輔氏がただ総裁となつてゐるだけで

あります。総裁、副総裁と言つております

ますが、副総裁以下は大蔵省の方がお

られますので、まつたく帽子的存在に

なりました後、より以上これから将

に仕事がふえて参ると思ひますの

で、これは運営上政府は留意するよう

な御勧告を願つておくのが必要ではな

かろうかと考えます。

労働省の問題は、外局と称する置か

なくてはならぬ委員会のうちで、調停

に地方と中央とありましたのを、二

つと一緒にして地方と中央とをこしら

えたにすぎないのでないかと考えま

す。これは六つの外局がありましたの

を四つにしたということですから、こ

して公社をつくつたという形でなければならぬと私は思つてゐるわけです。

その点でこの公社の内容を拜見いたし

ますと、これは東壳公社よりは民営に

一步くらい進んだもので。将来はと

もかく、まず第一にこの五十四条、六

十一条及び六十七条、七十二条、これは

いずれも経理関係に属するものであります

が、單に從来の予算の取扱いの

ごとき方法をとりませんで、予算外に

サービスが出た場合には、予算の納

付金以上のものは積立金として公社に

残すというようには、幾らか獎勵的のこ

とが残つております。また会計規則の

方も、企業的運営に間に合うような規

定につくれという非常に幅の広いも

のが、この法律に盛り込まれております

から、従来の東壳公社の会計規則の

要上特別の場合に大蔵大臣の許可をと

りなければならぬといふものが、これ

は特別の事由があれば、企業上必要が

あるが、一応そういう点まで割方ゆるくな

つております。いま一つ大切な問題であります

が、予算が余りました場合には、その

予算を翌年廻に繰越していいというこ

とも認められております。従来は予算

を抑しつけておりましたが、その翌

年から予算が減らされるのだとい

ういわば官庁の考え方と同じような經營

を希望しておるが、その第一段階と

これにありまする電気通信省の公社の

問題については、この内容がいかなる

ものであるかということについて注視

しておりますが、これについては、第

スになるのではないかと思うのです。

その次に、電信電話公社を民営に移

す見本になる国際電信電話株式会社法

案を見ますと、定款は準備委員がつく

るのと、まだわかつておりますが、この十

一条が気にいらぬのです。この十一條

が民営本位になつていいと思うのです。

これはやはり取締役、監査役の選

任、解任、利益金処分案、あらゆるも

のが郵政大臣の許可を必要とするとな

ればこれが公社の許可を必要とするとな

るのと、まだわかつておりますが、この十

一条が気にいらぬのです。この十一條

が民営本位になつていいと思うのです。

これで見ますとその会社は当然株

が売られるということになつております

が、民営に移つてもかくのごときこ

とがあれば、おそらく株を買う人はな

いので、民営に移らぬと思う。どうし

てもこの点はつきりとして、民営に

移つてしまつたらこうといふ条件付の

定款でなければ、この株を引受けける人

はないと思う。現にこの国際電信電話

といふものは、終戦後その筋の命令で

受け、無理に併合さして、そのとき

の価額が帳簿価額の五、六倍であつた

ので、民営に移らぬと思つたが引受けた

のが、こういうふうに考へます。

○八木泰興氏 これにて原安三郎君の

御意見の開陳は終りました。御質疑は

ございませんか。——御質疑がなければ

次に東京大学教授辻清明君より御

意見を聽取いたします。

同時にまた第二十一項に処分の時期云

とあります。が、その処分の時期も一

定期間を、三年以内とか五年以内と

かきめる必要がないのか。初めは官が

幾ら持ち民間が幾ら持つかといふこと

は大切な問題であります。そなれば

またその定款のうちに、もう少し自由

性を持たせなければ、電信電話民営と

いう前提、見本になるということには

思われないのじやないか、こういうふ

うに思われますし、また財界人の頭も

すぐにその点においての掘下げをいた

しました。危惧の念を抱いて、この株

を自由に活発に持つことができないの

ぢやないか。そうなると民営の見本だ

といふ目的が達成されぬのじやない

か、こういうふうに考へます。

このたび從来懸案になつておられた行政機構の改革に関する

案を見ますと、定款が、国会へ提出されることになり

まして、同時にこの行政組織と密接な

関係を持つております行政運営に關す

る法案、これが議員提出法案として出

ました。この二つのことは、今まで長

い間日本の行政機構の大きな欠陥とさ

れておりました諸種の問題を解決しよ

うといふ、皆さんの御努力の現われと

思いまして、私どもその方面の学問を

いたしました。私はそのにとりまして、御同

意いたしましたが、その他の理由からやつたらしく

おやりになるとすれば、これはザ

プラスも何も出ない。むしろマイナ

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

を申し上げるという余裕もございませんし、また私自身の知識も乏しいわけでもございますから、ここでは、いわば現在の行政機構を改革する場合にどういう観点から考査すべきか、それが妥当であるかという点につきまして、私の考えておりますことを若干申しまして、法案を審議されます皆様方の御参考に供したい、こう思ふ次第であります。従いましてただいま承つております主要な問題につきまして、おもてた原公述人のように、詳細な点につきましてはお詫びできないかと思うのであります。若干私の関心を持つております主要な問題につきまして、その原理的なところをお詫び申上げたい、こう思つております。

最初に総論として考えますことは、行政機構を改革するということは、從来の内閣でしばく取上げられたことあります。その場合におきまして、一体どんな基準に立つて行政機構を改革したらいいのかという点が、必ずしも明白でなかつたという印象を持つております。普通行政機構を改革する場合と申しますと、節約とか能率を上げるために、いろいろな社会条件といふ抽象的な言葉は、それだけできました基準といふものはないのであります。やはりその時代、その国、その時、いろいろな社会条件といつたものによりまして、その内容が一定していな上りであるということになるわけですが、しかしそういうことをしま

したならば、国家なり社会の生活といふものは成り立たない。そとかといつて、必要に応じて幾らでもつくつてお

ればそれでいいか、それが能率的であるかといふことになりますと、そんで

ないことは皆さん方御承知の通りであります。そこで現在わが国で、節約と能率という原理を一番生かそうと思え

ばならないと思ふのであります。日本

ば、一体どういう点に目標を置いてあ

いだらうかということが、ここで最

も必要なことになるのではないかと思

うのであります。よくしばく、日本は貧乏国になつたからとにかく小さく

すればいいのだ、大体行政官吏の数が多過ぎることが、そもそも社会の弊害

の原因だという非常に素朴な議論をさ

れてる方があるかと思ふと、今度は逆に、そういう感情論に対しまして、

今まで通り行政官の勢力と申しますか、なわ張りといいますが、そういう

ものをあくまで是が非でも守つて行こ

うという反対感情も出て来るといふよ

うなわけでありまして、この点におきましてはなるだけ合理的と申します

か、世人の納得するような一つの目標

とが起るかと申しますと、まず第一に

いわばピニヨンクラシーと申しますか、官僚の伝統的な精神であり、や

り方であつたと思うのであります。こ

のセクションナリズムの結果どういうこ

とが起るかと申しますと、まず第一に

政策の統一的な遂行といふことが非常

に困難になる。これが最も現在なすべ

き政策であろうと思つてやりまして

も、どこの省で強力に反対するとい

ふなわけではありませんと、かりにこれが実

現されましても、初めとは相当違つた

形になつて来る。そういう点が第一の

欠陥。第二点は非常に能率を妨げる。

相互の連絡がとれず、あるいはまた頗

瑣な手続が起り、お互いに割拠対立し

れでやつて來たら、その通りにして

おこるといふことです。國民は

納得しないと思うのであります。であ

りますから、一体行政機構を改革する

ときには、どんな目的を具体的に実現

するかということを定めること、それ

からさらにそういう目的をもし果すこ

とができなかつたならば、それは一体

第三には、むだな費用を産むということ

であります。統一的な行政機構が完備

いたわゆる統一行政の実現といふこと

であります。そこで一休官

は、そういう統一的な組織をつくつた

場合に、これが非常に強度の集権的な

機構になつて、せつかく新しい憲法と

かその他の諸法規が定めております。

この両者をいかに調整して、一方

においては行政の技術的な能率を高め

てそれがかつての官僚行政といふもの

の弊害を生み出さないようにしよう。

この二つを調整することが、今日の行

政機構を審議する場合に、最もかんじ

んなことではないかと考えるのであり

ます。行政官庁に対する一種の統制的

といいますか統一的——学者はいろいろの言葉を使つておりますが、普通統

合的などと申しておりますが、そういう

機関をつくることに対しましては、

相当強い反対があるわけであります。

現に一两年前の行政審議会の報告にお

きまして、横濱型の官庁といふもの

はとかく摩擦を生じていかね、従つて

こういふものはできるだけない方が望

ましいといふ答申案をつくつてあるわ

けであります。しかし、これを別の面

から考えますと、摩擦といふことは必

ずしも望ましくないわけであります

およそ改革をやろうというときには、

そこに必ず摩擦が起る。そういう摩擦

を初めからおそれておりましたならば

さん出て来ますと、今度は全体が非常に分散化して、まとめて行こうという方向が困難になつて来る。そこであらかじめこれらすべての官庁に共通して統一的な基準を與えることが望しい、そういう要求からできるだけすべての官庁に共通し、しかも最も基本的な線が打出せるようなそういう行政を集めまして、これはこれで別個の横割り官庁をつくろうじゃないか、こういう機運が出て来た。その最も重要な機能が予算と人事と企画調査という行政であります。予算とか人事とか企画調査というのは、各省に共通の仕事でありますし、これらにつきましてそれ／＼専門の官庁を設けてそこで大綱を定め、お互いの官庁の間で摩擦が起つたり、衝突が生じたりして、それによつて政策に矛盾を来したり、費用がもやもやみに出ることを押えよう、こういう機運になつて來たわけであります。現在のわが国におきましても、そういう機運が出て來た。こういふ機運は行政官庁がそれ／＼非常に強く割拠的であるところではあまり起らない。実は戦争の中のことですが、内閣に人事部をつくるらといふ案が出ましても、いずれもこの人事については各省が独自の権限を持つていた當時でありますから、各省が先頭に立つて反対して遂にそれができなかつた。それからこれは有名な物語りになつておりますが、戦争中のことであります。朝日新聞におられた佐々弘雄氏の書かれたものに、横浜でありましたかドックのどこかに有名な物語りになつておりますが、戦争中の判をもらわなければならず、半年二本の鉄のくいを打つのに実際に上

もかかつたといふエピソードが出てお
りましたが、ああいうものをできるだ
け何とかして統合して、割拠性の弊害
を救おうと努力したが、遂にそれがで
きなかつた。今日そのような弊害を再
びもたらさないために、行政機構の改
革が取上げられておるわけであります。
かしその場合におきましても、予算、
人事、企画、調査といった行政の基本
的な問題をすべて一箇所に集めるため
には、私が先ほど申しましたように扱
い方いかんによりましては、これがま
た非常に強い独裁的権力を發揮するこ
とにならないとも限らない。ですから
その点をある程度牽制しながら、なお
かつそのやり方の妙味を發揮するとい
うことが特に大事ではないかと思うの
であります。そういう点につきまして
若干の点を取上げまして、お話を具体
的に申し上げたいと思うのであります。
今申しました人事、予算、企画、調
査といふような問題につきまして考え
てみますと、まず第一に今度の行政機
構改革におきましては、国家公務員法
の一部改正に基きまして、人事院の機
構が縮小と申しますか転換されており
ます。御承知のように人事院がこのた
び人事委員会という名前になり、従つ
てあの龐大な組織がある程度縮小され、
その権限におきましても内閣総理
大臣から独立していたというところか
ら、これをできるだけ内閣の責任のも
とに置くという改革になつたわけであ
ります。当初から人事院のあの広汎な
独立性につきましては、とかくの批判

理に違反する、あるいは議院内閣制度の精神にもとるものでないかという批判が、強くいろいろの方から叫ばれていたわけであります。ただここでこの人事院の問題でありますが、なるほど非常に人事行政を行なう面において強い力を持つておる。これは準司法、準立法、それから人事行政全体にわたつて、人事院がいわば非常に、人々の批判の言葉を使いますと、人事院の独裁化といふような言葉が伝わつたわけであります。最近人事院の人事行政を大幅に各省に移管すべきであるという声が出て来てまして、大体今度の改革もその線に沿つたものであるとかと思うのであります。御承知のように人事院があのようになんらかの人事院規則、つまり公務員のみならず、一般の国民の権利義務まで支配するといふような広汎な規則制定権を持つておるといふことは、これは相当重要な問題でありますし、この点に対する批判はもとよりであります。また厖大な組織を持つてゐるということにつきましても、ある程度冗費がそこに出ているといふことから、当然これを批判すべきでありますけれども、ただ私をして言わしめますならば、あの人事院並びに公務員制度といふものは、これは單に日本の今までの人事行政のやり方がまずかつた、だからこれに新しい合理的、科学的な行政を取り入れるのだ、そういう考え方であります。それは單に日本の中でもういふべきではないのじやないか、こういうように思ひうわけであります。むしろそういう問題ももとよりあります。それが以上にもつと大きい点は、やはり従来の日本の官僚制の行政というものをこの際大いに改革し

たつておりますよな、民主的かつ能率的な行政を国民のために保障する、そういう大きな使命を持つていたと思うのであります。そういう使命そのものは、決してわれ／＼として批判あるのは非難できないものであります。そのためには、ささいな技術的な行政の問題につきましては、ある程度しばらく目をつぶる。もちろん私としましても、今日人事院が広汎な人事行政権を握っているということとは必ずしも好ましくない。いつかはあの行政を各省に移管して、もつと具体的に各省が要求し、各省の具体的実情に即するようなそういう人事行政を行うことが望ましい。現にアメリカのフーヴァー報告書もそういう点を勧告しておりますが、もちろんまだそこまで実施は強くされどおりません。私自身もその方が具体的であるかと思いますが、先ほど申しましたような大目的を考えますと、やはりこの際はある程度人事行政と申しますか、官僚制度の民主化を使命としている官庁に相当の独立的権限を與えまして、そうして一應その目標がついたところで、あらためてこの人事院というものの存在についてこれを具体的に改革して行こう、こういうふうに考えるのが至当ではないかと思うのであります。そういう意味では、人事院の権限なり機構を縮小するということは、根本論としては決して反対ではあります。おきまでも、時期尚早ではなか。御承知のように三権分立の原理、議院内閣制の原理と申しますか、これらはすべてイギリスにおきましてもアメリカに来ておきましても、時代によつてかわつて来ているわけであります。今から百年

前のアメリカのあの統治構造と、それから五十年前、そうして現在、イギリスの議院内閣制の百年前、五十年前、現在では、ずいぶんその形態がわかつて来ているわけであります。最近のアメリカの行政のやり方は、これは本来の三権分立の原則に反するというようなことを、アメリカですら言つてゐるようなかわり方であります。従いまして一体どの時代のどの形態をば基準として、これが三権分立に反する、あるいは議院内閣制の精神にもとるという上うなことは、必ずしも嚴密な意味で言えない今日の事情ではないかと思うのであります。問題は日本の行政機構の欠陥をどの面で最も改革して行かなければならぬかといふことの方が、はるかに大事ではないかというように私は考えるのであります。従いましてこの人事院を内閣責任という名のもとに、総理府の一外局としてしまうその結果、そちらでなくとも歴史を持たない人事院が非常に無力なものになりますて、せつかく行政の民主化と能率化といふの大目的をうたつた大きな目的が、結局また元の通りの各行政官庁の力によつて滅殺してしまふ、あるいはそういう目的が消え去つてしまふということになることを、私はおそれわけであります。従いまして問題は、單に技術の問題といふよりも、もつと大きな新しい憲法に即応した、ほんとうに議院内閣制を実施して行くために、まず人事院の力といふものを借りて、そうちて官僚制の民主化といふものに国が努力されるといふことが、特に望ましいというように思うわけであります。

が、今日予算という問題が、單に國家の経費の査定をするというだけではなくして、いわば統一的な国家の政策を実施して行くという面を強く持つてすることは、これは御承知の通りであります。その点におきまして、アメリカにおきましては、予算といふものは、一九三九年以來太統領の片腕として、その有力な幕僚機関になつてゐるわけであります。これは一つの予算を通じて国家の統一的政策を官庁のすみへにまで徹底させよう、こういう一つの精神の現われであります。またイギリスにおきましては、この予算は大体におきまして大蔵省が握つてゐるわけであります。この点におきましては、今日の日本の場合と比較的似ているわけでありますか、しかしその点でもやはり国情の相違で違ひがあるわけであります。御承知だらうと存じますが、大蔵省は單に予算の査定のみならず、イギリスにおきましては人事もここで行なわれておるのであります。つまり日本の人事院のよろんな役割を大蔵省がやつております。それからまた一九四〇年の半ばごろから、経済計画に関する仕事をやはり大蔵省でやつております。イギリスの大蔵省といいますのは、入事、経済計画、予算の査定といったふうな非常に広汎な、いわば官庁の中の官庁、デパートメント・オヴ・デパートメントという言葉をよく学者は用いておりますが、そういう大きな地位を持つております。だから日本の場合も、大蔵省がやればいいじゃないかといふ一つの議論が出て来るわけであります。今日予算局といふものを総理府に持つて来たらいでないかといふ声が一方では強いわけでありますゆ

それに対しまして、いやそれではかえつて新しく摩擦を生じたり、それから金融といったような他の面あるいは租税といったような問題を扱っている大臣省がやる方が、最も無難だというような根拠から、これに反対する方もすいぶんおられるわけですが、その場合に、前者は大体アメリカ型、後者はイギリス型をもつてそれ／＼主張の根拠とされておられるわけであります。ただ問題は、イギリスの場合に大蔵省側にとつて行くということは、これはちよつと日本の場合と事情が違うわけであります。イギリスの議会制度が発達してきました根本の中間問題は、まず財政権というものを議会が獲得することであつた。従いましてイギリスでは、今日大蔵省といつておりますが、いわばあの発生は議会の中から選ばれた内閣のその内閣員の中で最も主要な役つまり多數党の政党の幹部のような人が数人集まりまして、そして国家の予算、財政を決定する最高の機関を形成している。これがだん／＼今日の大蔵省になつて来たわけです。

なんだか聞講でいろいろな仕事がふえて参りまして、ファースト・ロード・オブ・トレジャリーの役割をすることができない。そこでいわばその次席格に當るカウンシラー・オブ・エクスチエイターというものが、今日の大蔵大臣になつておるわけでありまして、本来は大蔵省の長官というものは總理大臣だといふ歴史的伝統を持つておるわけであります。そういう意味におきまして、大蔵省はある意味では總理府のような役割を今日ではしているわけであります。現にこの大蔵省は單に一官庁としてではなくて、予算の査定につきましては、ちょっととどう訳していいか、インター・デパートメンタル・コミュニケーションというのがあるわけであります。インターナショナルというと國際という言葉ですから、省際といいますか、各省にまたがつた委員会というものが幾つもございまして、そのインターナショナル委員会、つまり省際委員会といふのを非常に重要視して、それらの意見なりいろいろの勧告に基いて、大蔵省といふものは予算を査定しているわけであります。そういう点におきましての役割とか、今言った歴史的事情を見ますと、イギリスの大蔵省は、ある意味では内閣の總理府のような役割をしている、こういうふうに言えるわけであります。今日日本の先ほど申しましたセクションナリズムを打破するという点におきまして、予算という全体にわたるような管理行政の機能をば一つの官庁、しかも同時に、なるほど税とか金融というような面は直接予算に關係あるといたしましても、そういうものの影響を強く受けける金融の問題も、商工業、貿易の問題も

すべて同等に予算には反映すべきであります。それが特に金融機関規制の面のみが強く影響するような一つの省に置いておくことが、はたして妥当かどうかということになりますと、これはそら一概に現在の大蔵省に依然として予算編成権を置いておいていいかどうかということは、少し疑問になつて来るのではないか、こういうように思うわけであります。現に内閣総理大臣は、新しい憲法におきまして從来の日本の官庁の割合性を抑えるために、非常に強い権限が與えられております。これは明治憲法のもとでは見られなかつたほどの強い権限であります。これは内閣制度ができました明治十八年に、總理大臣の権限を非常に強化した。しかししそうい統制力を憲法の上で與えられている總理大臣のもとに、あるという議院内閣制の精神を、とすれば破るといふことにもなりかねない。そこでこの強い統制力を憲法の上になりますと、イギリスに発達して來ましたようなキヤビネットを中心とした本來の議院内閣制の精神が、そこで消えるのはなかろうか。ながんすぐそれを申しては何でありますか、日本の議会の歴史を見ますと、新しい憲法に至るまでは、本來の議会制にふさわしいだけの権限を持つてゐなかつたわけであります。本來の権限を持つようになりますから、まだ数年のことであります。議会制に不可欠のいろいろな慣行といふようなものも歴史として持つていい。これからつくつて行かなればならないという事情にある今日

特に総理府というような行政官庁に強い統制力を與えると、キヤビネット自身がある程度無力化するのではないのか、そういう危険があるのであります。イギリスのような場合でありますと、内閣総理大臣の地位は日本の新憲法で規定されたほどの強い権限は持つておりません。従いましてそういう伝統のもとで、今言つたインター・デパートメンタル・コミティーといふように制度も活用されておるということがあり得るわけであります。そういう点におきまして、これをどの点で調整して行つたらいかということ、しかしこれは行政機構の問題といふよりは、むしろ議会制度自身の問題とも関連するわけでありますから、ここでは一応おおくことにいたします。

それからアメリカ流の予算局を大統領の片腕にするということ、これはアメリカの場合において、なぜそれが大統領の独裁をもたらさないかと言いま機能も最近起つておりますが、しかし議会は議会で、大統領がいかに強力を誇らうとも、それをチェックする、統制していく別の方法をいろいろ備えております。日本の場合におきましては、イギリスの傾向、つまりイギリスの大蔵大臣の持つている特殊な地位、それからアメリカの予算局の最近の傾向、それから特に日本のセクションナリズムといふことを考えますと、予算編成局といふものを内閣の中核部に持つて行くこと

はないかと思ひますが、しかしそれに対するまた別個の統制力というものは、他の方法で考へるべきではないかと思うのであります。

それからその次に、行政管理を所掌されます統計とか監察、経済企画とつたような問題であります。この点におきまして、最近行政管理庁が今度の改革で相当大幅の権限を持たれるようになります。ただその監察でありますと、何とかして調整して行かなければなりませんが、現在の地方自治団体がそれをお互いに対立し合いまして、これ

かしながら同時にそのような対立が財源の問題で、たとえば中央に依存しているといふためにかえつて激化していくといふようなことも、他面考えなければならぬらしいわけであります。従いましてその解決は、なるほどある程度地

方自治に連絡、調整させる中央官庁といふようなものが必要であるかもしれません、それはむしろ集権的な機構を整備するといふよりも、と地方団体の自主的な、みずから進んで自分たちの意思に基いた連絡団体といふようなものにまつべきではないか。あるいはまたそういう問題について、機構を整備してとにかく中央で指導して行こうといふよりは、あるいは区域の変更であるとか、あるいはまたその他財政の問題を考えるといったたその他の問題を考慮するといつたことは、機構を整備してとにかく中央で指導して行こうといふよりは、あるいは区域の変更であるとか、あるいはまた財政につきましてはかなり大きな権限を持たされおりますが、も

う少し強く地方団体の意思の反映といふことが望ましい。知識につきましては集権、権力については分権といふのが現代国家の地方自治の原理であります。なかんずく行政運営の基本方針としまして、行政の民主化と能率化の二つの面があると思うのですが、あ

だ疑わしいといふように思うわけであります。なかなか行政運営の基本方針としまして、行政の民主化と能率化の二つの面があると思うのですが、あ

くと、それが、その点を今回の改革は少し逸脱するわけではありません。私は新憲法以来多くの諸法案が出来ましたたびに、行政の能率化といふことよりも、まず民主化の方が大事であつて、民主化が行われるならばそれは当然よき能率を考えるわけであります。私は新憲法以来多く

の各代表、いろいろの識者の人々からお話をしたわけであります。このこと

がいいといふ声がすぐ出て来るのであります。それを考へるもう一步前に、もう一つそのやり方でなくて解決する道があるのではないかといふ点におきましても、一言触れておきま

すが、外國においてこういつた制度ができるときには、必ずといつていいいう制度が特に必要なんであります。これは参考のために申しておきま

すが、外國においてこういつた制度が出来ますボード、審議会といふものを必ず付設しまして、かなり大幅の監督権限をこれに與えているのが通例であります。そういう点におきましては、内閣委員会公聽会議録第一号 昭和二十七年五月十九日

でありますて、またかと、いうことにもなるわけであります、この問題につきましては、いくら強調しても決して強調し過ぎることはないのではないか、こう思うので一言申すわけであります。このたびのこの法案で許可に一定の限度を設けておるということは、非常に民主的行政の現われであります。が、同時に行政をやる場合には、人権をそこなつたり、あるいはまた憲法に保障しているいろいろの自由なり、あるいは国民の当然得べき生活というものを侵すようなことのない規定を、やはりこの場合にも強くうたつておくべきではなかつたかといふようふうのあります。こんなことは当然のことであつて、わかり切つたことだから、わざくこれに入れなくていいのではないかという反戻もあると思うのです。しかしそういう点ならば、この法規全体がある程度訓示的規定でありますために、ほかの条文についても同様なことが言えるのではないかと思うのであります。こういふような大事な行政の運用方法に対する注意といふものは、念には念を入れることが必要ではないかと思うのであります。特にこの法案は、一九四六年にアメリカで通りました行政手続法といふものをモデルとしておるようであります。そのアドミニストラティヴ・プロシードニア・アクトというものの骨子は、最近行政命令が増加して来る傾向にかんがみて、国会の目の行き届がな行政命令によつて人権が損害されるかもしない。それをできるだけ守ろうとしてきたのがアドミニストラティヴ・プロシードニア・アクトの基本精神であります。従いまして、もし

その法案を参考とされてこの法案ができたといたしましたならば、やはりその点も特に御配慮願いたかつたといふように考える次第であります。特にこの規定につきまして、先ほども申しました行政監察に関する規定があります。特にこれが、この規定では、大体におきまして、部内監察を中心としておるようですが、部内監察につきましては、先ほど申しましたような理由によりまして、いま少し部外的監察機関というものを設けまして、その意見を徵することがほんとうの民主的行政運営の目的に合致するのではないか、こういうように考える次第であります。

はなはだまとまりのつかない話になりましたけれども、行政構機改革を御審議なさいます皆様方の御参考になれば、幸いと思うのであります。

○八木委員長 これにて辻清明君の御意見の開陳は終りました。委員諸君から同君に対する御質疑はございませんか。

○鈴木(義)委員 この公聽会というものは、どういう性格のものか存じませんが、御意見を拜聴するだけにとどめておくべきものだらうと考えております。またこれだけこまかい問題を質問するということは、政府委員とは違うのであります。結局議論になるようなことがありますから、私は原公述人などに質問をすることを避けたのであります。辻公述人は率い学者であられるのであります。結局議論になるようなことがあります。中立的な立場から二、三の点をお教えをいただきたいと思うのですが、辻公述人は率い学者であられるのであります。中立的な立場から二、三の点をお教えをいただきたいと思うのであります。ただいま根本的なことについてお話を承りまして、非常に有り益であったのであります。今度の改革では各種の行政委員会を大部分廢止さ

れるようになつたことは、御承知の通りでございます。審判的機能を持つたものを残して、あとは廃止いたしまして、各省の部分機関として存置したものもあります。統計局、全国選管委員会、電波監理委員会、中央厚生保護委員会、その他いろいろあります。が、そういうものを廃止するのが行政学的に見て正しいかどうかということについて——これは民主化のためにアメリカのアドバイスに基いてつくつたものであるので、行政民主化の見地から見ていかがなものであるかということを承りたい。

から個々の具体的な条件に対しても、とうに行き届いた、つまりかゆいところに手の届くような判定をしたり決定をしたりする点が、今まで欠けていたのではないか、そういう意味において、この行政委員会制度といふものも一つのうまみがあるというようにも思はわれます。行政を民主化し能率化していく、これを国会がコントロールしていくということは、これは基本の問題であります。だからその結果として、将来また手段を盡してこの際やつて行かなければならぬその一助には、少くともなる。だからその結果として、将来また具体的に單独官庁をもつとしても、決して今までのような弊害が起らないようになりますたあつきには、この行政委員会の存在理由をあらためて考え直してもいいわけであります。行政委員会の現在の日本の行政面における価値と、うものはかなり大きいのではないか、こういうように思うわけであります。一々の行政委員会の実情については、私も詳しく知るところがありますが、ただ占領行政を遂行するために、特に行政委員会が設けられたために、時に行政委員会が設けられたというようなものにつきましては、この際これを整理するということは望ましいかも思いますが、根本において行政委員会はとにかく行政能率の上から見て、どうもおもしろくないという理由から廃止することには反対であります。

すために、われくから見て、これを廢止しては行政能率の上から見ても、都合だと思われるものも、廢止せざるを得なくなつておるよう見えるのであります。一つの例を申しますと、農林省の

農地局などは普通の省の二二三の計算を持つておりますて、一つの局で非常に大きな仕事をする。日本の将来の食糧増産あるいは農地の改良等をやることであります。それがただこの部を廢止するという原則によつて、三部あるのを廢止して、そうして農地局長のもとに十四課をすつと並列させて仕事をやつて行く。局とか部とか課とかいうものは、それ／＼の行政目的に従つて職能に応じた分類でやつて来るおるだろ／＼と思う。大体われ／＼の見るところはそんなんであります。人間はできるだけ少いことを希望しますけれども、職能の分類といふものは保存することが能率を上げるゆえんじやないか、こう思うのであります。そういう一齊に廢止するというやり方について、御批判を願いたいと思います。

○社公説人 私も詳しく述べの省の局の現状を存しませんので、的確なお答えはできないのではないかと思いますが、一つの省の中で特に厖大な部局ができるということは、これは必ずしも望ましくないのではないか。たとえば若干の局の中で、一つの局が非常に大きな組織を占めるということになりますと、どうしてもその省全体の政策等を決定する場合に、その局が重点的にといいますか、重要視されるようになります。たま／＼その局の長につく者が、その省内で大きい発言権を持つといふような結果になるわけあります。理想的に申しますと、内部の部局全体が

ある程度均衡化されて行くことが最も望ましいと思います。そういう理屈に従つてこれを統合して行くということですが、本来の行政機構の原理であろうが、各省を五部なり四部なりに整理してしまおうという方法から、実情を無視して今言つたような重要な部局を制限するというように、天引きのようにすればまた何のために行政機構の改革をやめてしまうかといふと、本来その目的としておる行政が最も効果的に行われるものが望まない。ただ先ほどから申しておりますと、どうに、そこにバランスがそれなくなつてしまつた。制度とか組織とかいうものは、私から考えますとあくまで手段であります。本来その目的としておる行政においては、その本来の目的の遂行が困難になつて来る。だからこそそれをできるだけ平均化して行くという原理が働いて来るわけであります。そうして意味において、どうすれば一番行政が達成できるかという点の方が、十分ではないかというふうに思います。

行つておる。国会は最高の機関だが、これも大蔵省の小さい役人のところへ、ひとつ予算を幾らかおれの方にもまわしてくれといふ運動を行つておる。そういう運動を行くところがやはり内閣の中央部にあるならば、各省大臣も国会議員もすべてがそこへ要求を集中し得るわけあります。いわゆる議員内閣制を完成して行く上において私は、内閣の方にあつた方が、結局そういう妙な現象が起るくらいならば、理由は透徹するんじやないか。そういうふうに考えるのであります。いかがでありますよう。

○社公連人 予算の編成も、やはり行政組織の場合と同様であります。これは一定の政策を効果的に遂行するためには予算を編成するわけあります。しかし、それが大事であるかといいまつまう予算をつくつておいて、その予算のあんばいによつて政策をつくり出されることは当然必要であります。しかし、それが大事であるかといいますと、一定の確固とした政策をつくりまして、そしてそれを実施できるような予算の編成をやるといふことが、本来の筋道じやないかと思ふのであります。政策の方が絶えず予算の方にひっぱられていて、せつかくでき上つた政策があちらの方ではかたわになり、こちらの方ではびつこを引いておるということになれば、統一的の政策といふことは実施されがたいと思うのであります。そういう意味におきまして、今日予算と、いうものが人事と並びまして、統一的政策実施の面に有力な武器となつておるわけであります。理由から申しますと、お説の通りに予算局といふものをつくりまして、内閣に持つて、統一的政策実施の面に有力な武器となつておる方がいいと感づうのです。なお

私が先ほど言いましたように、人事の場合は、ある程度独立制を持たない方がいい。人事の場合には、行政を運用しておるのは人間でありますて、その面で人事の公正を維持する。これは非常に大切なことであります。予算は何といいましても数字の問題であります。問題は公正な人によつて正確な予算がつくられればいいわけでありますから、従いまして予算の場合は、人事ほど私は特に独立性というようなものほど強調しない。むしろ総理府に持つて行つてもかまわない。幣書はそれほど起らないんじやないかという考え方で、予算の場合はかなり中央へ持つて行つた方がよいのではないかといふことを申したわけであります。同時に私の憂えますところは、予算が中央へ参りまして、その結果内閣総理大臣に非常に強い勢力を持たれる。閣内で統一的な政策は望ましいけれども、これが他の官庁を統制するほどの強い作用を逆に著しく發揮し始めますと、これまた他面何か別の弊害が出て来るのではないかということを心配するわけであります。なんかく日本の場合はアメリカの場合と違いまして、国会で絶体多数をとつて、その首領といいますか総裁といいますかが総理大臣になりますと、事実上予算編成権、人事権を持ちますから、一応何でもできるという条件に置かれるわけであります。アメリカの大統領の場合はそういうことができないということは先ほど申した通りであります。イギリスの場合におきましては、今日の憲法が規定しておりますほど強い権限を総理大臣は持つておりません。従いましてこの点におきましては、議会制度自身の方がそういう

う常帯を来さないと、いふ一つの慣行と
いいますか、やり方を樹立されないと、先ほど言つたように、結局大蔵省が強
い権限を持つておるにかかるらず、今度は内閣官吏が非常に強い権限を持つて、それが總理大臣と一体となつてすべてを統制して行くという、そういう逆の効果も出て来るんじやないか。その点の保護がないと、一概に特つて行つてそれで置きっぱなしでいんだといふわけには行かぬのじやないか、というふうに考えます。

○鈴木(義)委員 いろ／＼開きたいの
ですけれども、議論になるといけませんからお聞きまするだけにとどめたい
と思います。

それから行政運営に関する法律案とい
うのはまだ出ていないのです。これは
自由党の内部の試案で、未定稿らしく、私どもいただいておらないのであります。
しかし機構改革よりもその方が審
議は大事だと思つております。それで御
意見は非常にけつこうであるのであります
が、なお十分でないよう感じられます
ので、ぜひ引き続き批判をしてい
ただきたい意味において御質問申し上
げますが、この機構がいくら整備され
ても、実際国民の方からいふと、非常
に日本の行政はうまく行つておらぬ。
最近の例も多少ありますけれども、戰
時中私の関與した例で、綿布を国外に輸
出するというのに、六箇月ほどかか
つて六十幾つかの判をもらわなければ
ならぬところ、それは六箇月だと言ふか
ら、六箇月に行つたら、それは四箇月だと

言われて、ずっと前半歩いて、やはり最初に聞いたところがその所管官庁であつたことを発見して、半日つぶしやつた。そんなことは、その書類のある一点に、主管官庁の責任官吏の部局が書いてあれば起らないことであるが、そういうことが実にルーズなのである。こうして国民が時間と足とをむかへということは、はじめにわれ／＼考へてみなければならぬ問題であると思つておるのでありますし、もつとそぞういう願いとか、許可認可というようなものを簡素化する方法、そして国民の負担を減らす方法をひとつお教え願いたい。それから判をたくさん押すこととは、どうしても官吏の責任回避主義の土台になる。どうしたならば少い判断で処理して行けるようになるか、そういう官吏の責任制度をはつきりさせる方法といふような点について、今ここですぐとは申しませんが、ぜひ行政運営について徹底した御批判を仰ぎたいと思います。

○木村(築)委員 時間がございませんから一つだけお伺いしたいのは、今までの改革の中で外国為替管理委員会並びに外資委員会が、從来総理府の外局であつたものが大蔵省の内局になつて、為替局といつたようなものになる。この問題に対しましては、外国為替の管理や外国貿易の管理の問題、その他從来やつて來ました外国為替管理委員会の性格、また将来の外資の問題、また外國為替の管理の問題、こういつた問題をめぐつて、私たちの聞くところでは、財界では相当不安があつて、反対の声もあるということなんです。私は専門家ではございませんから、詳しい内容はよく存じませんが、大体いろいろと考えに考えてみましても、外国為替の管理並びに外資の問題を、ただ單に大蔵省の一内局としてこれを扱うといったふうなことは、日本の貿易の問題——貿易の問題は必ず為替の問題も伴いますから、貿易全体から見ました場合、あるいは通産省とも関連がありましょうし、その他万般の問題と関連があると思いますが、これを大蔵省の一内局として扱うという点はどのようなものか。もし御検討になつておつたら御意見を承りたいと思います。

非常に憂るべきことでありまして、実際今以上に新しい構想のもとに、統一的な行政機構を考えていしいではないか、こう思つております。御満足の行かないお答えですが、私外國為替の問題は知らないのですから……。

○八木委員長 これにて休憩いたし、午後一時より再開いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三十四分開議

○八木委員長 これより内閣委員会公聴会を再開いたします。

読売新聞論説委員愛川重義君に御意見の開陳をお願いいたします。

○愛川公述人 私はたま／＼きよろは早く参りまして、原さん、辻さんのお話を伺いました。従つて各省別にきわめて詳細に御意見のあつた原さん、また総括的な点についての御意見のあつた辻さんの御指摘の点と重複をいたしませんようになるだけ努めまして、今回の改革案を拜見いたしまして、日ごろ考えておるところに基いて得た感想を、若干申し述べてみたいと思います。

今回の改革は、担当大臣の御説明にもございましたように、国民負担の軽減を第一のねらいとした行政整理の二環として行われたものと承知いたしております。前国会で、さきに人員整理を行うべきもの、同時というよりもまじろ定員法の改正に先づつて、まず事務の整理をやる。その次に、その整備された事務の運営にふさわしい行政機構といらものを考える。もちろんそ

間事務処理の効率化ということは重々に必要な、適当した行政機構といふものを、なるだけ簡素な形において考えを整理する。これは内閣の政令諮詢委員会もそういうような御意見のように承知いたしておりますが、そうあるべきものだと思うのであります。ところが御承知のように、これはいろいろ政治的な事情、閣内でのいろいろな問題もありまして、順序が前後したようでは、まずその点が非常に遺憾だと思います。行政整理といふものが非常に困難なことは、かつて東條内閣時代、あれほど非常に強権的な内閣の力をもつてしても、三割減といちじつの方針が、必ずしもその目的を達成しなかったという点から考へても、実際問題として、これは政治論としてやりますと、言うべくしてなかなか行きがたいということは十分わかつておりますので、政府がだらしがないといふ非難ばかりするのが能ではないのです、なか／＼よくおやりになつたという点もなきにしもあらずでありますけれども、しかしわれ／＼の考え方から申しますと、人員整理、行政機構改革、両方を含めてはなはだ不徹底をさえる。もう少し思い切つたものを国民は期待しておつたのはなからうかと思ふのであります。自由党が行政整理をやるといふことを選挙の公約になすたときに、これが国民の非常な共感を呼んだことは疑う余地がないので、現在の行政機構といふものがいかに複雑であつて、日本の国力にふさわしくないものだということは、議論の余地がないのじやないかと思うのである。

あります。国民が税金に非常に苦しんでおり、どうしてこんなに税金が減らぬのだろうかということを、われくよく地方に旅行いたします際に、一番よく聞かされるのがこの問題であります。何とかこの税金がもう少し減らぬものでしようか、その原因はどこにあるのだろうかということで、多くの民衆は何かお役所の機構とお役人の数をもう少し簡素にして、税金の負担を軽減してもらいたいということを熱望いたしております。聞き及びますところ、総理大臣は非常に積極的な整理の希望を持つておられるというふうに承知しておつたので、おそらく総理の希望するところとは、この結果は大分違つておるのじやないかとうふうに思つたのであります。

そこで今度の整理案といふものは、なはだ不満足な点について、若干の例と申しますが、案を拜見して感じたところを申してみますと、今度の整理で行政委員会が九つ減つたとか、外局が十二減つたとか、いろいろな説明が行われておるのでありますけれども、これは名称が変更をされただけであつて、その事務量や人員の点に関しては、この名称が変更されたほど実は減つておらない。経済安定本部、経済調査庁、調達庁等の廢止に伴いまして、三千五百人だけの人間は減つておるそうでありますけれども、しかしそ他の点で、企業庁が企業局となつて、しかしたとえば通産省の中小企業局であるとか、林野庁だとかいふようなものはそれぞれ内局になつたわけであります。が、企業庁が企業局となつて、しかしこれらもちよつと聞きましたところでは、ほとんど名前がかわつて、長官がやめるという程度で、人員も何も全然

かわりがない。予算にしましても百万くらいの減少になるかならぬかといふうなことを耳にしております。たとへば、もつと縮小の余地があつたのは、簡素化するということの歎意があつて、もつと縮小の余地があつたのかどうかという意見も、相当強くあつたにもかかわらず、これが行われなかつた理由といふものは、あるいといふうな考え方があつたといふふうに聞いておりますけれども、それならば中小企業庁を小さくしたり、ことに法務府の人権擁護局などをほとんどなくしてしまつて、民事局か何かの中に入れてしまうといふやうなやり方は非常に一致しない。簡素化第一で行くならば、この点は一本にできるのじやないかということを感じたわけであります。

ときえ言つても、過言ではないのでは
ないかと感うので、その省にこれほど
大きな局をたくさん並べておく必要が
あるのかどうかという点、非常に疑問
を感じる次第であります。この改正案
によりますと、保護局とか訟務局、そ
れから矯正局とかいうようなものがで
きております。昔の司法省は民事局と
刑事局と行刑局、いうもので大体やつ
ておつたわけでござりますが、この保
護局と矯正局、という二つの局をつくる
必要が一体あるのかどうかといふ点で
あります。保護局の第一に恩赦に関する
事項というのが入つておりますが、
この恩赦關係は復讐の点を除きます
と、これは保護というよりも刑事政策
であつて、これは刑事局に入るべきが
適当なのじやないか。それをしいて保
護局に入れたのは、やはり保護局とい
うものを残しておくと申しますか、局
としての体裁を保つために、何かしい
て恩赦關係のものをここへ持つて来た
といふ上うな感じがちよつとするので
あります。これは矯正局の中に一本に
いたしまして、矯正局一本といふこと
で十分用が足りるのじやないかと思ひ
ます。昔から機構改革で、司法省がい
つも問題になるのは保護局でありまし
て、ちよつとゆるんだときは局になつ
て、ちよつと縛めるときは官房の保
護課といふことに今までなつておつた
ので、これは因縁つきの局であります
が、こういうふうに政府が徹底的に簡
素化するというねらいでやられる場合
には、こういうものは二つにわけない
で、一本にしていただくということが
できるのじやないかと思うのであります。
そしてこういう点をむしろ縮め
て、人権擁護關係を民事局に入れてし

まうというのも、何かたいへん無理な感じがするのですが、これからだんく伝えられますように、警察制度といふものが昔の状態にもどつて来る。総理大臣が国警長官や警視总监の任免権を持ち、これで総理が不満足だといふのですから、次第にこの点が強化されて来ると思うのですが、そういうことになりますと、人権擁護の必要といふものは、これから一層必要と申しますか、重要なになつて来るのであつて、一方で警察機能の強化といふ点で、ある程度警察の能率本位な機構といふことをお考えになるならば、救済的に、人権をはなはだしく蹂躪された者が救済を求めて行けるように行きやすいよう、積極的にやつておくという必要があるので、この点は何か機構全体から受ける印象が、どうも方針が間違つておるのじやないかといふような感じがするわけであります。

それから先ほどもちよつと話が出来ましたが、農林省の林野庁を内局にして、水産庁を残してあります。これなども、じつと各省の案を見ておりまして、從来林野庁は、御承知のように帝室林野関係と一緒につて、相当大きな受持と申しますか、所轄を持つておりますし、予算からいつても、かかるておる人間の数からいいましても、とても水産庁とは比較にならない。その林野庁を入れたのなら、水産庁も当然これは入れるべきであると思ふのであります。何か政府の説明書を見ますと、一般農林行政とは性質が違うからと、説明でございますけれども、それは農活動が活性化するということを考えられるから、残したのだというような御

林行政と違うといふならば、省の名前を農林水産省となすつてもよろしいでしようし、しないでこれだけをほつんと残しておくのは、外局を整理するのだと特許局のような審判的なものを除いて整理するのだという御方針ならば、これだけ残しておくのは何だか理由が納得できないという感じ、また将来大いに水産行政は活発になければいかぬからということならば、これはそういうことになつて、どうしてもまかない切れぬというときにまたあらためて考慮すればいいので、これはどうも林野庁に比べれば、片方だけ残す理由がはないだないというような印象を受けたわけであります。

それからこの機構改革は、何でも縮めればいい、縮めればいい、ということです、まあ大いに縮めてくださることを熱望するものでありますけれども、しかし縮め方がございまして、全体の均衡において縮めて行かなければならぬわけであります、政府の今回の案をおつきりになつた御方針というものを伺いますと、行政の簡素能率化と、それから責任体制の確立ということが大分強調されておる。行政委員会の整理やそれから外局を内局に入れたといふ点は、確かにこれは責任体制の確立ということになるので、主としてこの点をさせておるのだろうと思うのであります、わが国の独立後の行政機構といふもののあり方を考える場合に、私は従来の公述人のお話をかつた点で、これは一番重視しなければならないと考えておるのであります、これから日本の政黨の勢力といふものと官僚勢力と申しますと大きくなりますが、官

いうものは非常に微妙な関係があるのでは、この点を常に念頭に置かなければならぬと思うておるのあります。現在のところ何と申しましても政党は戦後発足したばかりであります。しかも占領下であつたために基礎をわめて薄弱で、また健全しかも強力な政党といふものは存在しておらぬ。日本はこれから民主政治、議会政治という建設で、あくまで行くわけであります、これは政黨政治、政黨の勢力というものは健全に強くなつて行くということを、念頭に置く必要があります第一にある。そういう場合に考えますことは、政黨がちよつと政権をとつても、官僚といふものを自由に使つて行けないということでは、政黨政治というものの効果を發揮し得ないのでありますから、これは行政機構というものを考える場合にその点を重視しなければならない。そうかといつてこう申してははなだ失礼でございますが、ざつくばらんに申しますと、現在の政党でも一部に憂慮されておりりますよう腐敗と申しますか、あるいは徒党化と申しますか、必ずしも政策によつて動かない点があつたり、あるいはある一部では利権関係であるとか、あるいは官僚のポストに対するいわゆる獵官的傾向と申しますか、そういう傾向が独立後は相当出で来るんじやないかといふことも、これは当然考えなければならぬわけであります。この点はある程度弊害が出て来、政党を強くするためには私は多少の弊害はかまわぬと思つておるので、そう官僚を擁護することばかり予防的に考える必要はないと思ひますけれども、しかしこの弊害があまり強く出で

参りますと、今度は政党政治はこれだからいいかねということになつて、政党以外の極左極右の方が民主政治、政党政治を攻撃する材料を與えることになる。政党政治は、たとえひんびんとして更迭いたす場合が起るのでありますし、そういう場合に行政の継続性と申しますか、健全な行政機構というものがあつて、政党がかわつても日々の国の行政に支障を来さないといふような状態は、これはぜひ必要なのでありますけれども、そういう点を考えますと、あまり政党の自由になるといふようなことばかりを考えてしむれども、行政機構というものの全体が比較的模範的な状態だといわれておるのでありますけれども、そこには必ず、行政機構といふ行政委員会の整理ということは、これは責任の所在がはつきりしないし、政党の勢力を及ぼさせないというのが建前でありますから、不必要なものはある程度整理をするということは必要であつて、けつこうだと思うのであります。また外局の整理ということもその点から見ますと、これはやはりその趣旨に沿つた改革であると思うのであります。今度の改革で人事院とそれから公安委員会の制度を從来通り残すということで、人事と警察に関しては大体從来の制度をはなはだしく変更しない。人事院を内閣の人事局にしてしまうという案もあつたようありますが、それをとら

ないで行政委員会として残したということは、今申しました点から見れば、これはよかつたのじやないかといふうに思うのであります。今これまでも一挙に取込んでしまうということは本当に危険があるので、これはよかつたのじやないかと思います。全国選挙管理委員会も廃止されておるのでありますが、この選挙に関する行政事務を離しておいて、一体行政委員会制度をとれども、参議院の全国のものを初めとして、各府県市町村のものは残つていい一つの問題であります。これなどはどうもやはり普通の行政事務としてやつてみても、法規に従つてやるのだから、そう大して弊害はないじやないかといふ気がするのであります。

それからその他の点でちょっとと気づきましたのは、先ほど申しました林野庁などを中へ入れた点なども、これは一種の考え方でありますけれども、これが内局に単に名前をかえただけで、実質的には何らかわつていい。むしろ経費の節減は判こをかえたり、看板をかえたりする費用でこれはプラス、マイナスになつてしまふというようなことならば、これを内局として地方営林局のボストを自由にその人事権を持たせる。これは外局には政務次官もおりませんし、まあ外局であるよりは内局の方が人事はやりやすくなるわけあります。が、いろいろ選挙資金その他の関係で疑惑を持たれやすいところであります

から、實際上入れたことによつて何ら負担の輕減の点からいつても、どの点からいつても大してプラスがないならば、これは入れて一体どういうことになつたのだろうというような気もちょっとしたわけあります。

それからこういう問題に關連して一番考究を要するのは、今度法制局を内閣に持つて行つた問題、これは戦前ならば枢密院といふ上うなことで、法制局といふものは枢密院関係といふ上うな特殊な仕事があつたものであります。が、今はそういうこともない。ここには元法務総裁の鈴木さんもおいでになりますが、元來法務総裁といふ制度は、これは内閣の法律顧問として相当権威ある存在でなければならぬ。法律の行政解釈とということは非常に重要でありますし、国会でも主として法律の解釈をめぐつていろいろな争い、議論が沸騰することが多いのでありますから、政府としては法律解釈を内閣の手で握りたいと考えるのは、これは無理もないことでありますから、先ほど申しました政党の勢力と申しますか、政党政治の確立といふ点から申しますと、政権をとつた内閣がこの行政解釈に關してもある程度の自由権と申しますか、それを持ち得るような内閣の法制局といふものができる必要があるというのも、一つの考え方であります。それならばむしろ徹底的に法制局長官を特別職にして、政黨から長官が入るといふ昔のよろな制度にすれば徹底するわけであります。ところがどうも法制局といふのは、従来狹い法律制度を思い切つて、ときによると無理

な解釈でもひんまげるといったような事例も全然なきにしもあらず、東条内閣の当時などいろいろ、こういかななり顯著な実例などもあるわけでありまして、そういう点で広く法務府は、全國の検察庁だとか裁判所だとかいろいろないろいろ、な下部と申しますか、関係機関の点で、ともかく権威ある解釈を下し得るという体制には、またそれだけに捨てがたい長所もありますから、ここにおいて法務総裁が権威ある解釈を下し得るという体制には、まだそれだけに捨てがたい長所もあるわけであります。これは私今にわかつてどちらがいいという簡単な結論をむしろ下し得ないので、こういう点はよほど慎重に御検討あつてしかるべきではないかということを感じて、一言づけ加えるわけであります。

制で、長官は幕僚長を指揮するという事でいいのではないかという気がするのであります。そうしませんと、あまり片一方をむやみに強くしておきまと、かえつて中から反発が起つて来て——現に多少そういう傾向があるやに聞いておりますけれども、強い反発が起つて来て、これがその禍根の原因になつて、その反発の起り方いかんによつては、これがまた逆に行き過ぎて、長官の地位を現役の者によこせといふようなことに發展する場合も考えなければならぬので、あまりどうも徹底的にやつておくということは、これはまだ強い保安隊という点から考へても、どうも少し——昔統帥権の独立といふ明治憲法の建前が、非常に禍根を生んでありますけれども、その幕僚長を指揮いたしましたし、総理大臣がすべての出動命令を出すのですから、その点は心配がない、政府のほかに立つて、政府を牽制する勢力といふような点の心配はないのじやないか、かように思つかけであります。

どうもたいへん飛びくで恐縮であります

し、あとへたくさん公述人もおられないので、私はごく思いついたままの感想を申し上げたわけであります。結論

といつしまして、今回の行政整理は非

常に不徹底なものでありますからこれ

は私が日ごろ感じております

熱望といふものにこたえる見地から言つても、もつと徹底的な整理といふことをぜひやつていただきたい。それに

は何と申しましても、事務自体を整理

する、事務を整理するためには法令自

身の改廃といふことから始めなければならぬのです。今各府県の知事でもま

た各省の大臣、次官にして、自分の

ところの役所で一体具体的にどうい

うと思うのですが、そういう点から

事務が處理されて行つてゐるかとい

ことを知つておる人は、ほとんどある

まいと思つておられるのであります。いわ

くと、司法院が強かつたのであります。いわ

くと、今日は完全に司法行政は最高裁判所に移つたのであります。そつする

と検察のことはお話の通り検事総長が

全責任を持つてやる、法務大臣といえども関與できない、まれに検事総長に注意をするくらいのこととはあります

が、これは総理府の外局として検察

院がおつくりになるものけつこう

でありますから、これは思いつたこの調査のスタッフをこの際つくつても一

国会がおつくりになるものけつこう

でありますから、あらゆるもの、国

会の内外を通じて權威のあるものをつ

くつて、日本の行政事務の実態といふ

ものをまず徹底的に調査して、これを把握する、その上で整理すべきものを

かりましよう。内閣の運命とは別個に、

超党派的国家事業として、ぜひこれを

ひとつの断行していただきたいといふこ

とを熱望いたしまして、結論といたす

次第であります。どうも失礼をいたし

ました。

○八木委員長 これにて愛川君の御意

見開陳は終りましたが、何か御質疑はございませんでしょうか。

○鈴木(義)委員 時間を絞約するため

にあまり質問しないことにいたします。

が、愛川公達人

が、一点だけお尋ねしておきます。愛

川さんはさすがに民間の自由人であります

るところとまったく同意見であります

て、一々私が先ほど申し上げた通りだ

と思つてあります。あれほどいろいろな大して仕事もない局を並べて置く

ならなぜ人権擁護局を廢止したのかと

いう点、それなら一省として存在する

理由がほとんど乏しい省であるにかか

わらず、あれだけ局を並べておるのは

むだじゃないかといふことを考えてお

りますが、法務大臣のやる仕事

は、それならばいつそれをやめて

しませんか。

と、法務局に行つた法制意見局とい

う点を残しておくべきではないか、こう

いう結論を出せといふふうな御質疑の

意見に賛成なのであります。先ほど

も申しましたように政黨政治の確立と

いう鉄則から考えますと、行政解釈と

注意をするくらいのこととはあります

が、これは総理府の外局として検察

院を独立させてやらせていい

いらしいといふ議論

が、これは役所に置くべきものではない。

しかし日本ではしばらく助長するため

に役所でめんどくさを見なければ、人権

の完全な擁護ができないので、これを

置いた。しかるにこれを否定してしま

うと、いうのは非常な改悪であつて、最

も今度の行政改革のうちでもよろしく

ないものではないか。愛川さんの御批

評がちようどそこに触れたようであり

ますが、結論としては何かはつきりし

ておきたいと思います。

○鈴木(義)委員 今鈴木さんのおつしや

るところとまったく同意見であります

て、一々私が先ほど申し上げた通りだ

と思つてあります。あれほどいろいろな大して仕事もない局を並べて置く

ならなぜ人権擁護局を廢止したのかと

いう点、それなら一省として存在する

理由がほとんど乏しい省であるにかか

わらず、あれだけ局を並べておるのは

むだじゃないかといふことを考えてお

りますが、ただ私の意見にはな

いが、だ最後の点で不満足だとおつしやる

ことがあります。そつすると今度法務大臣になるそ

うであります

が、法務大臣のやる仕事を

は、それならばいつそれをやめて

しませんか。

と、法務局に行つた法制意見局とい

う点を残しておくべきではないか、こう

いう結論を出せといふふうな御質疑の

意見に賛成なのであります。先ほど

も申しましたように政黨政治の確立と

いう鉄則から考えますと、行政解釈と

注意をするくらいのこととはあります

が、これは総理府の外局として検察

院を独立させてやらせていい

いらしいといふ議論

が、これは役所に置くべきものではない。

しかし日本ではしばらく助長するため

に役所でめんどくさを見なければ、人権

の完全な擁護ができないので、これを

置いた。しかるにこれを否定してしま

うと、いうのは非常な改悪であつて、最

も今度の行政改革のうちでもよろしく

ないものではないか。愛川さんの御批

評がちようどそこに触れたようであり

ますが、結論としては何かはつきりし

ておきたいと思います。

○鈴木(義)委員 これ以上やらぬつも

りでありますから、法務局は誤解し

ておられるかもしれませんのが、法務總

裁は各省大臣と違ひのであります。ですから法務局長官と

いうものは今の法務總裁の地位にかわ

るものではありません。今度の改革では法務

總裁は下つて来て各省大臣と同じ立場

に立つわけなのです。それですから

うと、誤解があるようになりますか

うと、誤

○佐藤公道人 総論的な手申し上げ

○佐藤公道人 結論的にまず申し上げますと、私は今度の一連の行政機構改革案につきまして、これに反対であります。従つて撤回すべしというような考えは持つております。ただなおそこにはいろいろな問題があるということをも認めるのでありますて、また非常に不徹底であり、あるいは不十分であると思う点もあるわけであります。つまり将来に残された問題が多いと思いまして、そこで、そういう点につきまして、全部詳細にこまかいところまで述べることは不可能であり、また不適当でありますから、大きな点だけを簡単に申したいと思います。

そこで、私は前に論文に書いたことがあるわけでありますが、今度の行政機構改革の基本的な特徴という点については、一々あらためて申し上げるまでもないと思いますので、そういう点ではやめまして、その論点としてどういう点が考えられるかという点では、私はそこには五つの論点があると思つてゐるわけであります。一つは簡素化といふ点、第二番目は統合化、三番目は保安庁の設置に代表されますところのわが国の自衛艦隊の問題、それから四番目は行政委員会の問題、五番目は、占領が終りまして從来連合国の方にありましたいろいろな権限が日本側に委譲される、そういう権限委譲に伴う機構の改革、そういう五つの問題があると思つております。それの中で特に簡素化、それから統合化、それから行政委員会という三つの論点にまとめまして、私の感じたことを申し上げたいと思います。

まず第一の簡素化でございますが、これはいまさら申し上げるまでもな

いは徹底的な簡素化というようなことが盛んに言われていたわけでありまます。今度のこの機構改革につきましては、政府側の説明というものを拜見します。でも、まず第一に、何よりもやはりわが国の行政機構が驚くべきほど複雑膨大化している。それを整理合理化する、わが国現在の國力にふさわしい簡素かつ能率的なものにするということを、まず開口騒頭に言つてゐるわけですが、その点がやはり第一のねらいとしている点であつただろうと思います。そうして今度の機構改革は、これまた御承知のように、昨年の五月の例のリツジウエイ声明以来の問題であるわけであります。それが前国会の行政整理すなわち人員整理の問題となり、そして今度の機構改革の問題となつたわけであります。そういう一連のプロセスを通じまして、新聞その他では、行政整理なり機構改革なりが、後退を重ねたといふようなことが言われて来たわけであります。先ほどの愛川さんのお話にも、簡素化といふ点が一般的の国民が予想していたよりはなお不徹底であるということを述べられました。が、そういう点も同じお気持だろうと思うのであります。前国会の人員整理につきましても、例の政令諮問委員会の案が三十八万人くらいを整理するといつて、いたにかかわらず、十萬くらいにしかならなかつた。あるいはこの機構改革の問題にしましても、いわゆる一府八省案だと、一府九省案などといふことが、結局一府十一省ということになつた。これも後退に後退を重ねたといふように言われているわけであります。ただ私が思ひますには、

の省を一つに統合する、あるいは廢止統合する。それがただ数を減らす、數字的な数の減少ということだけを簡素化と考えることには反対なのであります。たとえば一時農林省と建設省を統合して天然資源省であるとか、厚生省と労働省を統合して社会労働省となります。つまりそういう問題は、結局はそういう案があつたのであります。が、それが今度は採用されなかつたと、いうことは、私はむしろ賛成なのであります。つまりそういう問題は、結局はそういう役所がどういう行政事務を一つのまとつたものとしてやるか、どういう事務を配分するかということに問題があるわけでありまして、それを無理に関係があるというだけをもつて、性質の違うものを無理やりにくつづけるということ、そういう機械的な統合ということには反対であります。それで、問題は要するに簡素化ということの意味で、むしろ数が思つたより減らなかつた、少くとも省の数が思つたより減らなかつたということについては、私はむしろ賛成であります。それは、問題が少くとも省の数が思つたより減らなかつたといふことについて、私が今まで、むしろ賛成であります。それは、問題は要するに簡素化といふことの意味であります。つまり、これが大体簡素化といふことが漠然と簡素化といふことになりますと、数を減らすということ、それから人員を減らすということ、それから事務を減らすということ、その三つくらいのことが漠然と簡素化といふことになりますと、数を減らすということ、それから人員を減らすということ、それから事務を減らすということ、その三つくらいの名前で呼ばれていると思うのであります。それで、それが全体が総合的に行われたときに、初めて簡素化といふことにならざる行政事務の関連性といふものがなくなりつてしまつて、人民が向い合つているところのそういう国の行政事務といふことになります。

のでは、むしろ役所の数は減つても、人民が向い合つてゐる行政事務といふものがむしろ複雑になつて来て、人民の側から見ると、それは決して簡素化ということにはならない、と思うのであります。でありますから、私は前に、小さくまとまつた多くの省といふようなかつこうが、むしろ望ましいのだと、いうことを申したことがござりますが、それはそういう意味であります。そこで小さくまとまつたといふところは、しかしやはり重要な点であります。現在の行政各省庁といふものがむしろ不必要なまでに厖大になり、あるいは外局といふようなものまでに分散しておられるという傾向があつたことは、認めなければならぬと思います。そこで今度行われましたような外局を内局化したという点には、私は原則として賛成であります。

それの一々について簡単に申し上げますと、人事院の改組という問題はあります。これは、一時経済安定本部的なものを廃止する。それはいわば統制経済あるいは経済統制というものについての一種の毛ぎらいのような気持が懐いておりまして、つまり自由経済というもののへの棄絶的な見通し、復帰論といふようなものから唱えられていました。思うのであります、それがある程度抑えられまして、経済審議院といううなかつこうで残つたということには賛成であります、それから行政管理庁であります。これは今度統計委員会がそこに合併をされるというわけでもあります、統計委員会の仕事が合併をされた場合に、行政管理庁のことになりますが、現行の機構改革などを担当しております機構、人員の調査企画というようなことをやるのが管理部、それが管理庁の今日までの主力であります。しかしも一つ合併されました経済調査庁関係、つまり監察といふものとの一体化といふことが、はたしてどういうかつこうで考えられているのかということに疑問を持つのであります。今日従来までの行政管理庁を見まして、監察部の方はそのときぐる問題を選んで監察をする。しかしそれが管理部における機構改革なり、人昌整理といふものの作業といふものに、

はたしてうまく総合的に資料として役立つて来たかどうかということは、必ずしもまた行つて来たとは思えません。そこに今度はさらに統計という仕事が入つて来る。それで管理庁の設置法を見ましても、統計委員会から、まわつて来た仕事といらものと管理部の仕事といらものが、木に竹を縫いだようになつてしまふのではないかといふことを懸念するわけあります。

務員の制度の問題は、そういう機構の問題だけではございませんで、たとえば職階制の問題というようなことが、私は非常に大きな問題にならうと思ひます。これはいろいろ雑誌等で伝えられているような職階制度、つまり現在まで人事院がやつて来た職階制といふものを、根本的にくつがえすような職階制をとるべしというような議論が、だん／＼強いようでございますが、むろそいうところに人事院あるいは国家公務員制度の将来がかかるつてゐる、というふうに考へるわけござい

それと関連をいたしまして、審議会制度をやめましたのかわりに、審議会といふような制度が多くとられていくようになります。たとえば自治府のうちに全国選舉管理委員あるいは地方財政審議会といふものができる。そしてその意見を尊重しなければならないというような規定が置かれているようになります。これはまあ委員会制度を廃止しても、決して官僚的にならないのだという意味をもつて置かれている規定であろうと存じますが、もしも目的がそこにあるならば、その運用について、その目的に沿うように運用をして行かなければならぬと思ふわけでござります。

今度の機構改革を見ましても、やはりいう点で、なお最後に将来の問題と申しますか、そういう点を述べさせていただきたいと思います。

う点を何よりも先に考えて、その観點から行われているというような気がするわけであります。つまり先ほど御案言がありましたように、國が行政事務としてどうしてもやらなければならぬ事務は、どういう事務であるのかと、いうことをまずきめまして、それを行う上にどういう機構が必要であるかといふのが、それは非常にむずかしいと言われるかもしれません、正しい考え方だと思うのであります。そういう点で例の政令諮詢委員会のあの答申の考え方方に私は賛成でございます。問題はつまり今度の行政機構改革ということですが、今までの何度も行われた機構改革と申しますと、それは結局はこの日本の議會と連わなければならぬ点は何だと申しますが、講和後の日本がどう和後の独立後の行政が、いかなるものであるべきかと申しますと少し大きめでございますが、講和後の日本がどういう点に行政の重点を置くべきであるのかということが、根底であろうと願います。それもまずきめるところがそれをついての確固たる見通しといふものがなくて、ただ概要図を前にしてこの役所とこの役所をくつけるといふような作業にとどまつてしまつたような気がするのであります。先ほど一審初めに申しました後退に後退を重ねたというような批評が行われた、それには官僚の策動であるとか、あるいは政治力の不足であるとか、いろいろな批評が下されたわけでございますが、それはむしろ末の問題でありまして、私は、將來の日本の行政がこうじう点に重点を置くべきだということが、科学的にはむつきりした見通しがついたならば、それに対していくか官僚が策動し

でも、いかに政治力が足りなくとも、それはびくともしないはずのものであるというふうに考えるわけです。そういう見通しがなかつたところから、後に後退を重ねたといふ批評を受けざるを得なかつたような結果になつたといふことが、あつたのではないだろかと思ひます。それでたとえば伝えられてゐるところでは、今度の機構改革に並行して、法令簡素化本部というのがつくられて法令を簡素化する、整理するといふようなことが言われておられます。これがむしろ順序が逆だと思ひます。そこで将来の問題としましては、たとえば行政管理庁行政審議会といふようなものが設けられるということが、提案をされております。それでそういう行政審議会といふものが、はたしてどのよう運営されるべきかといふことが問題でありますと、それがやはり今言つたような基本的な考え方をとるのでなければ、結局は何にもならない、ということを考えるわけです。今までの機構改革を見ますと、何か二年目おき三年目おきくらいに、あらゆる行政機関全体をふろしきに入れ、全体をひつくるめて一つ大きな改革をするといふ、それを繰返すというよくな傾向があると思ひうのです。そういうのではなくて、私はこの機構改革といふ問題は、そういう二年目おき三年目おきに固めて、ごそつとやるといふのではなくて、恒常的に行われていなければならぬものだといふふうに考へるわけです。そうでなくして、いつもほつたらかしておいて二年目、三年目おきにあわてて簡素化簡素化といふようなことを言う。そうするとの間中にはどんどん新しい機構が

つてはならない。それをどうするかと
言いますと、やはり今言つたように行政
事務の実態を常に見ている。そし
てこういう事務がある。たとえばある
法律でもつてそれはなるほど一つの
考え方からすれば、あつた方が望ま
しい事務には違いない。しかしながらそ
れがはたして現在の日本の行政につい
て、ぜひともやらなければならぬ事
務であるのかということを常に見きわ
めている。そしてそれに応じて、それ
に伴う機構の設置あるいは修正といふ
ような点を、常にそこで見きわめて行
く。つまり行政事務がいかにあるべき
かということを不斷に見きわめながら
ら、そこで行政機構の改革ということ
を不斷にやつて行くという、そういう
考え方があつたければ、何度二年
目、三年目おきにこそつとやつても、
私は完全なものはできないといふよう
に考えるわけでござります。

が 不明瞭であるといふふうに考えられます。それでたとえば国家行政組織法の第二条第二項といふようなものを見ますと、ここには「國の行政機關は、内閣の統轄のもとに、行政機關相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにならなければならない。」という一項があるのですが、これは私が今言いましたが、行政部内部の運営ということの基本的な原則を言つてゐると思います。その相互の連絡をはかり、一体として機能を發揮するというためには、行政内部部においてどのような行政運営がなされなければならないかというよんなところに、私は問題があると思うのであります。そういう点に一体重点を置いてゐているのか、それとも窓口業務を網羅的にせいといふような、そういう対人民の関係に重点を置いているのか、そこがどうも不明瞭で、わらいがわからぬといふような気がいたします。

細なほかの法律の規定が及んでいない点というものは——一体あそこに書かれているものでいいのかどうか、そういうような疑問を持つたのでございまして、この運営法案につきましては以上のように考へるわけでござります。
○八木委員長 意見の開陳が終りました。何か御質問がなければ、次に進みます。次に全国指導農業協同組合連合会会長荷見安君より御意見を承ります。
○荷見公達人 行政機構改革に関しては、非常に浩瀚なものでありますので、私は数日前お話がありましてから、全般にわかつて一々詳細に拜見する時間もなかつたのであります。がく気づきました点を一、二申し上げることにいたしたいと存ります。

趣旨につきましては、私はまことに
つこうなことだと思うのであります。
次に行政機構改革について、私の々
づきましたことを一、二申し上げてお
たいと思います。第一は行政機構のへ
理化は、これによつて能率を増進い
しまして、国民の利益をはかることが
主眼でなければならないのであつた
機構の簡素化ということが、国費の節
約のみが目的となつて參つてはよろ
くないと思うのであります。もし改革
のために行政事務が滞害いたし、相手
方たる国民に迷惑を及ぼすようなこと
がありますれば、これは本来の意義を
失いまして、国費が節約されましても
も、国民負担は増加するから、さよなら
なことのないよう希望いたしたいと
であります。

員が不安動搖を來すことになりまして、少くとも事務の能率を低下させようなことがないとは申せないのでありますから、これはよほど注意いたしまして——行政機構改革は必要ではあります。しかし、熱闘斷行といふことをやめにいたしましたので、このような常則には——ふだん私の希望するのであります。もつと情の変動が非常に急激な場合でありますから、このときの考え方にはよりがたい点があるかと思いますけれども、しばしばの変更ということは、できる限りお避けになるのがよろしかろうと思うのであります。

第三に行政機構の組織や内容は、その行政機関が取扱う事務の性質から定まるべきでありますし、機構の改革をいたす場合には、行政の対象になりますする事業の性質をよく考えなければいけないので、これはむづかしいことであります。ようけれども、画一的の基準で規律して参るということはなかなかむずかしいことがあります、実態に沿わることがあり得ると思います。

それから行政機構の整理につきましては、事務整理を前提として行われることを希望するのでありますし、事務整理を整理しませんで行政機構を簡素化いたしますと、従来の経験からいたしまして、数年を経ないうちにまた改革前の状態に復帰するようなことが、しばしば見受けられるのでありますから、これも注意が必要であると思います。かよくなな観点に立ちまして、農林行政について特に注意が必要だと思います。平和條約の発効後におきましては、一番大事なことは經濟自立であるといふことを一言申し上げたいと思います。

ことは、もう一般に認められておるの
であります。しかるに経済自立の基礎
は何かと申しますと、簡単明瞭であります
まして、國民の食糧供給が確保され、國
民生活が安定することであると思いま
す。それが經濟自立的根本的要素であります
ると考えます。そこで農林行政の根
幹は食糧増産ということが根幹である
と思うのであります。また朝鮮、
台湾から年々千二、三百万石の米の
輸入はなくなつておるのであります。
わが國の食糧生産量は、戰前の生産量
に達しないのであります。また朝鮮、
台湾から年々千二、三百万石の米の
輸入はなくなつておるのであります。
その上國內人口が終戰前の七千万人か
ら八千四百万に激増いたしまして、千
四百万人もの人口があえておりまし
て、この供給減と需要増による食糧の
不足は、外國からの輸入で補充してお
るのであります。これには莫大な資
金が必要であります。貿易によつてこ
れを支払うことはなかなか容易でない
ばかりでなく、今後貿易の問題につい
ても非常なむずかしいこともあるよう
に思うであります。その上今後年々
百五十万人ばかりの人口の増加を予期
いたしますと、このままでおれば外國
からの食糧輸入といふものは、ますます
増加しなければならないことになります
ますので、農林省が國內食糧増産をは
かるということが、根本的に重要なこと
であると申し上げたことは、御了解
が願えると思います。それで農業上の
問題といつましても、増産をはかります
には、耕地が拡張され、改良される
ことが一番大事なことになります。農
地の改良ももちろん緊要なことであり
ますけれども、その基盤になる耕地の
改良、拡張ということが必要になるの

であります。そのことができますれば、今後増加いたしまする農家に対しても、耕地を與えることもできますし、現在の農家の經營規模をできるだけ大きくいたしまして、幾分でも農家の經營を改善することもできると思うのであります。しかるにこの仕事がどうなつておるかということを見ますと、昭和十二年には田の面積が三百二十一万町歩ありましたものが、昭和二十五年の農林省の調査では二百八十七万町歩になつております。農家の戸数は戦前五百五十万戸と唱えられましたものが、同じく昭和二十五年の調査では六百十七万戸となつておるのであります。この非常に減少いたしました農地を、増加した農家に分配いたしましたのでは、零細農家の經營規模といふものは拡大がむずかしいので、農家の困難とということはなか／＼歎われにくいと思うのであります。そこで農林省の農地の改良拡張に関する行政機構につきましては、政府のおつしやるよう、責任体制を明確にいたしまして、行政能率を増進するため、分担事務の合理的整備に力を盡されまして、耕地拡張、改良等の成績を上げられるようにないたしたいと思ふのであります。これについて農地の行政機構といふものの充実を私は希望いたすのであります。また耕地の拡張、改良の実施と相まちまして、林政の面におきましても、これが治山治水、国土保全のための適切なる行政ができまするようになります。しかし灾害防止ができまして、食糧増産のためになるようなことが願わしいのであります。

ため、ぜひ必要であるということは論 希望した

希望したい。

をまたないのであります。現在の農家の経済を有利に建て直しますために、農業協同組合の健全な発達が要請されております。政府は昨年から農業協同組合再建整備の制度を設け、農業協同組合の經營の改善に努めておられるのでありますが、この方面的行政につきまして、農業団体の運動を指導支援するに適するよう、行政機構の運営を望むのであります。一つ例を申し上

希望したい。
私は大体のことだけを申し上げます。その一々の運営をどうしたらよろしいかということは、これはよく政府においても御研究くださつた方がよろしいし、それから議会においても十分御審議になることと想いますので、大体の大綱のことだけ申し上げまして、御参考に供します。

御説明よりますと、八つの基準から行われておるのであります。私どもの見たところでは、このほかに関連行政事務の統合調整というようなことが考えられてよかつたのではないか、こううのであります。たとえば国立公園関係の事務が、建設省と厚生省及び運輸省の三者にまたがつてゐるため、国立公園を区域に持つておるところの地方団体が、その運営上きわめて不便を感じておるのであります。また

國を監督し行政に當つておるのでありますけれども、財政的にはほとんど裏づけがないのであります。そうしていたずらに、これは厚生省が監督するのだ、権限の中にあるのだというふうなことで文句をつけ、あるいは指令を出すことはできるのでありまするが、一向に施設の改善も進歩も見せてくれない。たまく私どもがそのあとをついて行きますと、いつの間にか先達はどこかへ行つてしまふ。こんなことで

を持つことが第一であります。各省が行政事務を一方的に地方団体に單なる通牒くらいで押しつけるような場合に、これに対し防波堤となるような役目を果してほしいであります。またさらに補助金の交付及びその監査を通じまして、直接間接に地方団体を拘束している現状を改正するために、地方公共団体の行財政に関することは、たといどの官庁の行うものでありますても、すべて自治庁が責任をもつてこ

げますと、大正十四年に非常に農村振興が唱えられましたときに、農林省に初めて産業組合課が設けられました。昭和七年に農村更生運動の必要を唱えられましたときに、農林省に経済更生部が設けられまして、民間団体の農村経済更生運動と協力いたしまして、農村振興に役立つた事例がありますので、今後の農業協同組合の育成につきましては、この機構の運用について十分遺憾のないよう願いたいと思うのであります。

○内山公達人　お呼出しによりまして、行政機構改革について、地方公共団体の立場から二、三卓見を述べる機会が與えられましたことを、まことにありがとうございました。私がよく思うのですが、私ども地方におりまして、今回の機構改革の問題を見ておりますと、大分泰山鸣動というような感じをもつて――非常に期待しておつたのでありまするが、あけて見ましてそれほどでもな

最後に一言申し上げますが、農林省の行政の相手方になる農家は、ほとんど零細規模の農家でありますて、たとえば經營の耕地面積五反歩以下の農家が全農家の四割、一町歩以下の農家が全農家の七割を占めるというような零細な農家が多いのであります。また農業の利潤は非常に少い。これは事業の性質からやむをないのですが、その農業を対象といいたしまする行政部門は、大工業や大きな商事会社に対する他の行政部門に比べまして、保護助

いことを見まして、これはといふ感じ
であるのであります。私どもの方では
大体共通であります。一応待ちきれ
ずして、現実の問題として相当多数の
課を廢止するというようなこともやつ
ておるのであります。従つて今度の機
構改革が中央において現実化されます
れば、それによつてさらに何か考案な
ければならぬと思つておるのであります
けれども、それによつて地方の行
政機構はあまり変化なかろうと思うの
であります。

成を要するものが多いのは仕事の性質上当然な結果であるのであります。この事情を十分お含みの上、行政機構改革の案の実施にお当たりになることを

そこで内容について感心することを二、三述べさせていただきますと、まず改革の基準についてであります

思うのであります。私思ふに——これは専見でありまするが、たとえば、観先というような問題は、これは、日本の新しい生き方としては最も重要な問題だと、私どもは考えておるのであります。それはだいしま申し上げましたよう、三つの省に細々と残つて出ておりまして、その上に觀先監と申しまして、まるでおまわりさんの監督のよくな監の字を使つたものがてきておるのあります。厚生省は今まで国立公

それから地方自治府の問題であります
するが、現在の地方自治府を強化すること
とはきわめて賛成であります。地方
団体の行政を統制するという方面を強
化するよりは、むしろ地方団体の利益
代弁機関であるといふように強化され
てほしいのであります。具体的に申し
ますと、地方財政平衡交付金及び地方
債を中心とするところの地方財政の財
源充足について、大藏省に対して強力
に太刀打ちできるところの権限と機能

されていない。そうして閣議には出席できない。しかるに自治庁の長官が結局地方財政委員会にかわって閣議に列せられるようありますけれども、どうもわれ／＼の見ていてる感じは、自治庁の長官というのは従来は国務大臣であり、もちろん閣議に出席するのでありますけれども、いかにも弁護士的な立場である。自分でこれをやるという責任をとるという感じよりも、頼まれたからこれはやるのだという程度で、

御説明よりますと、八つの基準から行なわれておるのであります。私どもの見たところでは、このほかに関連行政事務の統合調整というようなことが考へられてよかつたのではないか、こういうのであります。たとえば国立公園関係の事務が、建設省と厚生省及び運輸省の三者にまたがつてゐるのに、国立公園を区域に持つておるところの地方団体が、その運営上きわめて不便を感じておるのであります。また行政事務主管省と、財政関係主管省との連絡が十分でないために、地方団体は財源の裏づけがなくて、ただ單に一方的に中央から行政事務を押しつけられるというのが多く、そのため多大の犠牲を払つておるのであります。地方公共団体の立場から見ますれば、今回の改革は中央対地方の関係はあまり考慮されなかつた、こういうことが言ひ切れるのではないかと思ひます。そこで戦後の講和発効に備えての大改革と、いうようなことであります。ならば、少くとも国は、今度はどこに重点を置いてやるかといふような意味合いから、従来の省を廢止して、一つの新しい省をつくるというくらいな意気込みがあつてよいのではないかと思うのであります。私思ふに——これは卑見でありまするが、たとえば、観光先というような問題は、これは、日本の新しい生き方としては最も重要な問題だと、私どもは考へておるのであります。それは、ただいま申し上げましたように、三つの省に細々と残つて出ておりまして、その上に観光監と申しまして、まるでおまわりさんの監督のような監の字を使つたものが出ておるのあります。厚生省は今日まで国立公

國を監督し行政に當つておるのでありますけれども、財政的にはほとんど裏づけがないのであります。そうしていたずらに、これは厚生省が監督するのだ、権限の中にあるのだといふようなことで文句をつけ、あるいは指令を出すことはできるのであります。が、一向に施設の改善も進歩も見せてくれない。たまく私どもがそのあとをついて行きますと、いつの間にか先達はどこかへ行つてしまふ。こんなことであつたならば——もしやるのだったら自分の予算でやつたらよいでしようといふようなことになるのであります。が、これは日本としてはよほど考えるべきことであります。私は少くとも三つの省からこれを一つにまとめて、少くとも内閣直属の一つの庁をつくつて、そこで観光行政を強力にとり上げて、ほんとうに新しい日本の立場としての——従来のように観光とはぜいたくだといふようなことはなしに、ほんとうの観光産業という意味において、貿易外收入をとり入れる大きな一つの道とすべきだと、かようと考えるのであります。が、これは私の見昱であります。が、これは私の見昱であります。が、これは私の見昱であります。が、これは私の見昱であります。

を持つことが第一であります。各省が行政事務を一方的に地方団体に單なる通牒くらいで押しつけるような場合は、これに対し防波堤となるような役目を果してほしいのです。またさらに補助金の交付及びその監査を通じまして、直接間接に地方団体を拘束している現状を改正するため、地方公共団体の行財政に関することは、たといどの官庁の行らるものであります。でも、すべて自治庁が責任をもつてこれに当るというふうに規定してほしいのです。この意味から申しますと、自治庁というよりは、むしろ進んで地方自治者ということが、私どもには望ましいのであります。それというのは、私ども地方の知事として、この混乱した際にいろいろと仕事があるのですが、その中でも財政問題が過去数年にわたって最も大きな悩みであつたのであります。これをえて県と言わば、市町村にも大体同じ傾向があつたのであります。そういう場合に財政委員会といふようなものがありまして、はなはだ力がない。いくら一つのりりっぱな文章をつくつて出しても、これは尊重されるべしというふうにありますけれども、決して尊重されていない。そうして闇議には出席できません。しかるに自治庁の長官が結局地方財政委員会にかわつて闇議に列せられるようになりますけれども、どうもわれわれの見てくる感じは、自治庁の長官というのは從来は国務大臣であり、もちろん閣議に出席するのでありますけれども、いかにも弁護士的な立場である。自分でこれをやるという責任をとるという感じよりも、頼まれたからこれはやるのだという程度で、

大きいにやつたけれどもできなかつたからしかたがない、こういう程度のものにしかわれ／＼には映らなかつたのでありますて、これは将来のためになはだおもしろくないでございまして、私どもはできることならば、これは自分の省のことであるといふので、ほんとうにそれを自分がよいと信じたならば、どこまでもそれを閣議で主張してくれるような国務大臣が長官にほしいのであつて、すなわちそれは日本の現在の序と、いう感じよりも、省という感じの方が強いのではないか、こういう感じであります。

それから行政委員会でありますが、地方団体に直接関係のある行政委員会の中では、全国選挙管理委員会と地方財政委員会とを廢止するということになつておりますが、これはいろいろと問題があろうと考えます。先ほどもどなたかお述べになりましたが、審判的機能を有する委員会は存置する方針である。そういう場合に、全選管は審判的機能を有しないのであるから、これは廢止するということになりますが、選舉管理ということは、事の性質上特に独立公平でなければならぬのでありますて、戦前の内務省によるところの選舉干渉の弊害を予防する意味からも、行政委員会としてむしろ存置する方がよかつたのではないかと考えるのであります。また地方財政委員会は、毎年千数百億の厖大な財政調達資金を配分しておるのでございまして、財政委員会が廢止された場合に、最悪の場合は、時の政治勢力によりまして、地方公共団体に対する配分が動かされると、いう危険がないともいえないのです。もちろん配分方法がさらに合理

大きいにやつたけれどもできなかつたからしかたがない、こういう程度のものにしかわれ／＼には映らなかつたのでありますて、これは将来のためになはだおもしろくないでございまして、私どもはできることならば、これは自分の省のことであるといふので、ほんとうにそれを自分がよいと信じたならば、どこまでもそれを閣議で主張してくれるような国務大臣が長官にほしいのであつて、すなわちそれは日本の現在の序という感じよりも、省といふ感じの方が強いのではないか、こういう感じであります。

それから行政委員会でありますが、地方団体に直接関係のある行政委員会の中では、全国選舉管理委員会と地方財政委員会とを廢止するということにな

的となりまして、さらに地方財政を担わせていると思うのでございますから、配分の直接責任者を持たないといふことによつて変化の起ることは防げることになりますが、本質的に相違があると思いますから、やはり地方財政委員会というような、ある程度責任を強く持つものが残つておつた方がいいと感じであります。平衡交付金が地方財政上大きな比重を持つてゐる現在においては、実際にこの問題は重要なことと考えるのであります。従つてもうして私どもは新しい機構に対して反対をするものではありませんが、審議会の意見が單なる参考的意見として過ぎてしまうということのないよう、結構御配慮をいただきたいと思うのであります。

壁であるとは言ひ得ないのであります。従つて今後においても、もつともつと中央の地方における先出機関の統合整理はやつていただきたいと思います。ことに今度行政管理庁設置法の一
部改正の法律案によりますと、國の委任または補助にまで行政監査することになつておるのであります。たとえば現在公共事業の監査は經濟安定本部、会計検査院、關係各省が行つておるの
であります。が、さらにこれを新しい監察制度で監査するというのであります
が、言葉を悪く言えば、地方をどろぼう扱いにする、こういう感じもいたす
のであります。言葉はほんとうに悪い
のですが、地方でごまかそうといたしま
すれば、監査を二重、三重にやつた
からといって、そらわかるものではあ
りません。会計検査院が来て調べる、關係のある省が来て調べる、その上に安
本が来て調べる、その上に管理庁が來
て調べる。そうすると地方の出納長あるいは出納室のごときは、ほとんど一
月も二月もそれにかかり切りであります
して仕事ができない。一つのところか
ら一週間も来て調べる、それからまた
ほかの人人が来て調べるということにな
りますと、これはほんとうに仕事にな
らないものでありますて、こんなにま
でやらぬでも仕事ははじめてできるも
のと思います。從来日本では会計検査院
という嚴たるものがありまして、地
方の出納室でやつた仕事を会計検査院
が来て調べればそれでいい。ことに地
方には税金を納めるところの住民を代
表する議会があり、その議会に監査委
員というものがあり、専門家からも監
査委員を出しておる。われくのやつ
たことを出納長を見て、それをさらに

監査委員が調べておるのであります。それに対して、中央から補助金を出でたりまして、わずかの補助金を出してからといふので、交代で次々に調査にやつて来る。これは実際に迷惑な騒ぎであります。わざかの補助金を出して、それがために非常な苦労をするのです。それであります。こうしたことそこの行政機構の改革というような場合には断固として取上げて、中央で会計検査院というものが厳然としてあるならぬのであります。ほんとうにやつかないならばそこに人をふやして、それがすべての中央機関の代理として委任を受けて全部調べる、こういうことでないとほんとうにやつかないものであります。さらにまたこういふのがつくられて、調べについでになると、いふことは、われくから見ますと、ありますと、ほんとうにやつかないやつかないものができたわいといふことがあります。どうして地元にあれば、そこから来て調べるということとでありますと、ほんとうにやつかないことがあります。さらにまたこういふことになるのであります。そうして地元で考えられることは、そう再三調べるといふのであれば、なるべくひづかからぬ、やつかないなものができたわいといふことになるのであります。いかにも金を有効に使い、いかに便利に使ふかということよりも、何とかしてひづかからないようにしようという方向に行つておるのであります。そういうことを考えますと、今度の機構の中でも、監査を嚴重にするということが一番大きな問題の一つに取上げられて、やることのものは、一切それが無視されるのであるかというような質問が、あるいは経済安定本部とか、各省委員会であります。

○八木委員長 意見開陳はござりますまい。本日は公論と感謝いたしまして、御用意いたしました。十分参考に、本日はこの午後

貴重な意見に付いて、御質疑はありますか。——御質疑はありますので、この際委員会を休むことに申上げます。——逃人の方々には、貴重な意見をお述べくださいまして、御意見のほうへ向けていたしまして、今後由りては、三時二十八分散会する審議を続けたいと存じます。

よりの御質疑はないよ
長より重な御
したことはどは
内閣委任じま
り開会。

昭和二十七年五月二十七日印刷

昭和二十七年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所